

堺市博物館研究報告

第36号

平成29年3月

研究紀要

河口慧海と堺の人びと	高山 龍三	1
新たに寄託された古文書について		
—史料紹介 和泉国大鳥郡和田文書(一)—	矢内 一磨	
	渋谷 一成	9
堺出土の緑灰釉四耳壺—利休所持茶壺「橋立」に関連して—	白神 典之	31
覚応寺蔵『触留帳』にみられる仁徳天皇陵古墳	橘 泉	42
堺駿河屋—西洋づくりの与謝野晶子生家—	吉田 豊	45

事業報告 (平成27年度)

堺市博物館

まえがき

堺市博物館は、昭和五十五年（一九八〇）十月に開館してから平成二十八年度で三十七年目を迎えることができました。皆様方のご支援とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

本号には「研究紀要」五編と「事業報告（平成二十七年度）」を収録しておりますので、ご高覧いただけましたら幸いに存じます。

「研究紀要」は、長年にわたり河口慧海に関する研究をされている高山龍三氏より玉稿を賜り、河口慧海と地元・堺の人びととの交流をご紹介いただいております。当館学芸員による報告は、時代もジャンルも様々な四編です。新たに寄託となった中世の和田文書の紹介、出土品の形状から千利休の茶壺との関わりを論じるもの、寄託の文書から仁徳天皇陵古墳の江戸時代の状況を解き明かすもの、堺ゆかりの与謝野晶子の生家について論じたものと、個性豊かな研究の様相を示すものとなっております。

「事業報告（平成二十七年度）」は、学芸課所属職員が携わりました展覧会等（みはら歴史博物館、さかい利晶の杜を含む）をとりあげております。平成二十七年度の特別展、企画展は、堺をテーマとした展示が充実した一年でした。常設展示の一部リニューアルを行ったり、普及事業を増やしたり、プロジェクト・マッピングを行ったり、新たな魅力ある博物館をめざして邁進した一年となりました。

次なる開館四十周年に向けて、市民の各世代と広くつながりながら多彩な魅力に満ちた博物館をめざしてまいりますので、皆様方のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成二十九年三月

堺市博物館長 笠 谷 実



口絵 茶壺「橋立」 表千家不審菴提供

研究紀要

河口慧海と堺の人びと

高山龍三

慧海の生まれた町



写真1 七道駅前の河口慧海像

海像が立っている【写真1】。この像の設置を発起されたつば市会長であった谷本陽蔵さんは、マナスル登頂者でネパール王国名誉総領事の今西壽雄さんにはかり、堺ライオンズクラブの協力で建設されたものである。マナスル登山隊学術隊員で川喜田二郎東京工業大学教授の賛がはめ込まれている。この谷本さんは慧海を堺三偉人の一人に挙げられた。

慧海の幼名は河口定治郎といい、代々樽桶製造を業としていた家に生まれた。その屋号「樽善」が、生家の西近くにある、堺の天神さんとして知られる菅原神社の、七堂ヶ浜お旅所の灯籠の土台石に残っている【写真2】。その裏に天保の年号が見られるので、古くから営業をしていたと思われる。堺はまた酒造業も盛んで、樽の需要があったのである。

河口慧海は明治になる二年前、慶応二

(一八六六)年、和泉の国堺の浜筋の山伏丁に生まれた。現在の大府堺市堺区北旅籠町西三丁に、生家跡の碑が建っている。生家近くの駅、南海本線七道駅前のロータリーに、チベット高原を行く羊二頭を連れた河口慧

慧海の生家は現存しないが、その写真は伝記を書いた青江舜二郎のコラム

(「世界ノンフィクション全集」第六巻付録・一九六〇)に掲載されている【写真3】。この街には、本瓦葺き(丸瓦と平瓦の組み合わせ)、つし二階(軒高の低い二階)、虫かご窓(むしこまど、つし二階の土壁に虫籠状にあげた窓)をもつ

た家は近くにまだ残っている。住んでいる人に聞いても百年ぐらい前の家だということであった。数えて六歳のとき、同じ町内、西一丁に現存する山伏の寺、清学院内にあった清光堂という寺子屋に通った。世学院と書いた伝記もあるが「せがくいん」と呼ばれていたからであろう。それは元禄二(二六八九)年の堺絵地図に山伏清学院と描かれている修験道の道場で、狭い道に接して不動堂と門がある庫裏とも一体となった、町のなかのコンパクトな寺である。その敷地は今より広く、前記地図には現在鉄砲鍛冶屋敷の井上家になっている部分を含んでいた。国登録有形文化財となっている。最近堺市の町屋歴史館として整備され、見学可能である。

明治五(一八七二)年、学制が公布された。四年の廃藩置県で堺県が生まれ、五年四月、私塾寺子屋を廃し、県学分校が四校置かれ、同年同月、錦西小学校の前身である第七区分校が、同区綾之町西二丁来迎寺内に開かれた。慧海はその年七歳で入学した。やがて錦之町西二丁(のち堺青少年センター)に校舎を新築し、六年七月二番小学とし、戎之町二丁より西北一円を



写真2 菅原神社・七堂ヶ浜お旅所の灯籠土台

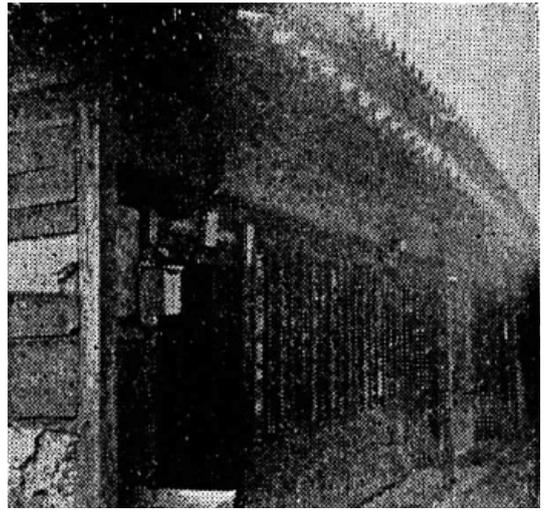


写真3 河口慧海の生家

その学区としたから、慧海はそこに通ったと思われる。八年五月、二番小学は錦西小学と改められた。慧海は一〇年に退学しているので、一年第七区分校、二年二番小学、四年から錦西小学に通ったことになる。慧海は六年のとき、職人の子に学問はいらないという父の意向で、退学、桶樽づくりの仕事を手伝った。当時八年も小学校に通う子は少なかった。

慧海は第二回旅行から帰国後の一月五日、堺中学校（現・三国丘高校）で講演をしたが、そのなかで子ども時代をふりかえっている（『茅渚の海』三七・

一九一六）。小学を出てから学問することのできない、読書の好きな慧海は、仕事中でも使いに行くときでも、暇さえあれば読書や暗誦して、よく父から拳固をもらった。米や麦を搗きながら本を読んで勉強した。

しかし彼は学問がしたく、一四歳のとき、河辺和一郎の夜学校で習字・数学・漢学を学び（二年間）、一五歳のとき、今井四郎平に漢学を学び、のち堺の戎之町（現・ザビエル公園内）にあった鳳州土屋弘の晩晴書院で漢学を勉強した【写真4】。前記講演によると、毎日それまで一日の仕事をし終わって、午後四時から塾へ出かけた。

慧海が鳳州から受けた影響は大きかったといわれている。漢籍を読む力だけでなく、思想的にも影響を受けたようだ。鳳州は頼山陽の弟子森田拙斎に学び、岸和田藩の藩学教授を務めた人で、当時堺の師範学校の校長をしており、教育行政に関わったから、塾で人材養成をした。慧海は尊皇思想をもっているが、おそらくこの人からの影響と考えられる。鳳州のちに東京に出て、華族女学校、東洋大学でも教えた。この人の葬式は神式でおこなわれたが、遺言により、通夜に慧海が呼ばれて経をあげた、と子息が書き残



写真4 土屋鳳州

している（土屋基春 一九二六『鳳州土屋弘』）。
慧海はこの塾で同じ町内の肥下徳十郎をはじめ正木直彦、島村清吉、河野学一、河井醉茗ら多くの友人を得た。

正木直彦と慧海

のちに東京美術学校の校長、帝国美術院院長をした正木直彦も同塾の先輩である【写真5】。塾では寸読といって、一寸の厚さの漢籍を読んだ、明治天皇が堺の小学校（今の熊野）に来られたことがあったが、そのとき彼は代表として本を読んだ、と回顧録（『回顧七十年』一九三八）に書いている。

慧海の帰国直後、大阪博覧会内参考室で携帯した仏典、仏画および器具、衣服が陳列され、いずれも珍しいものと新聞に載っている（『読売新聞』『朝日新聞』『日出新聞』一九〇三年七月一六日）。これは同年開催された第五回国内勸業博覧会かと思われるが、正木直彦が役員をしていた関係も考えられる。博覧会の開催は同年三月一日―七月三十一日なので、途中出品であろうか。

同年一月三日には正木が校長をしている東京美術学校記念祭で、河口慧海将来品展示会が開かれた。その凶録として、『河口慧海師将来西蔵品凶録』が翌一九〇四年三月に発行された。第二回旅行後も、同校で一九一五年一〇月四日「西蔵の美術品に就いて」を講演、八日―十三日、「チベット・ネパール・インド将来品展覧会」が開催されて、持ち帰った経典、仏像、仏画、仏具、美術品、衣服、器具、産物、岩石鉱物、蝶が展示され、一般にも公開された（『東京朝日新聞』、『読売新聞』、『中外日報』一〇月二日―十三日）。その凶録『美術資料』「印度之部」「ネパール之部」「西蔵之部」が一九一七年七月に発行された【写真6】。

正木はその日記に、慧海との交流をいくつも記している（『十三松堂日記』



写真5 正木直彦



写真6 河口慧海将来品

一九六五―六六)。インドへ行く画家の桐谷洗鱗に慧海への紹介状を書き(一九一一年)、慧海が来訪して

請来品を美術学校から宗教大学へ移すことを相談(一九二三年)、慧海の父七回忌、母三回忌に参詣(一九二四年)、高村光雲彫刻

积迦像開眼供養式に参列し(一九二八年)、大正大学でのチョーマ像伝達式参列、慧海の講演を聞き、

(一九三三年)、正木夫妻は慧海が主催する三花祭(みはなまつり)、积迦の誕生、成道、入滅を四月一五日とする祝日に、招かれて参列している(一九三六年)。

薬師寺管主・法相宗管長であった橋本凝胤は、中学の校長の正木から、慧海の話聞き、チベットに行きたくなって中国に渡り、機会をうかがったが、成就できなかつた

(「問答有用」『週刊朝日』五六卷二五号・一九五二)。一九二五年七月、凝胤は慧海の經典翻訳の助手として、下北、湯野川温泉に同伴滞在した。その旅は大坂のマツチ製造土井亀太郎商店に勤務した、菊池與太郎が、故郷の下北郡川内町に菊池同族社を設立、その招待淨施に依つたものであつた(根深誠「遙かなるチベット」一九九四)。

島村清吉と慧海

幼いころから堺に住み、河泉学校、師範学校に学び、小学校に勤めた島村清吉【写真7】は晩晴書院での先輩、親友であつた。のち大和郡山にあつた奈良県尋常中学校(県立郡山高校の前身)の教員をし、中学の校長であつた正木の回顧録に、数学に優れ、仏教にも見識をもつていた人とある。慧海は非時食戒すなわち午後は食べないという戒を守るが、島村の家で読んだ本から教わつたと書かれている。明治三四年一月一五日、ラサ、セラ寺から、慧海



写真7 島村清吉

が故郷の外護者、友人、家族あてに出した手紙に、ヒマラヤ、チベットの旅とラサでの修行を述べたあと、島村居士には現今世界の宗教的思想の潮流如何とを書いて送つて欲しいと書いている(「川口慧海氏西蔵よりの来状」『中央公論』一七年九号・一九〇二)。

島村(嶋村外賢)は三端舎と号する歌人で、慧海の経歴談を詠んだ詩が『大阪毎日新聞』(明治三六年六月六日)に載っている。読者は毎日、毎日新聞が待ちどおしいこと、二紙独占掲載にして、原稿料を貰つたのは慧海の母にあげるためであつたこと、読んで涙し、旅の苦勞を詠んだ。

「毎日新聞に掲げたる河口慧海師が西蔵経歴談を読はべりて」大和 嶋村外賢
このころは世の人皆のあさなあさな

まぢやわふらんこれのにひ文
おに神をとりひしくへきますらをも

母のためにや隠しかるらん
よむことに袖こそぬるれこの葉の

なみたの種とならぬやはある
くつはやれ足は血しほにそまりつつ

ゆくてにまとふ八重のむら山

『三端舎歌集』（植下平吉編・一九二九）に、慧海に贈る、讀える歌三一首を載せる。

明治三六年五月二〇日河口慧海師の神戸につきたまへるに

山をこえ海をわたりて事もなく

帰りましぬときくがうれしき

さらにインドにいる慧海への手紙に、また慧海の旅行記録を読んで、詠っている。

慧海がネパールの大王に、ダライ・ラマへ送る囚人釈放の上書の取り次ぎと、日本ネパールの經典交換の約束ができたとき、島村が故郷を出るとき詠った歌に対し、喜びの返歌を詠っている（『チベット旅行記』第百五三回）。

御仏のみちびき給ふ旅なれば

重なる憂きもとくる雪山

河野学一と慧海

九間町にある真宗本願寺派万福寺の息子河野（旧姓浅田）学一も同塾の親友であった。なお慧海は、この寺でのちに親先祖の供養をしたようで、同寺本堂の壁に河口慧海の名が残っている。ちなみに学一の寺の隣は覚応寺で、いところの河野鉄南は与謝野鉄幹の文学仲間である。慧海は後年チベット脱出後、インドで大谷探検隊の藤井宣正と偶然の出会いをするが、慧海は出国前、河野を介して藤井の宅を訪問し、助言をもらっている。河野は仏門には入らず、植物学者として、とくにコケの研究に従事、採集したコケの新種にその名が付けられている。

人類学者清野謙次が入手した『西藏将来品図譜』について、河野を通じて写生図を見てほしいと依頼、慧海はこれが帰国後に東京美術学校で展示した西藏将来品を写生したものであり、その中の印度人の水入れは西藏人の茶瓶とする訂正文を送った。写生図は慧海の書簡とともに天理大学図書館に所蔵されている。慧海死去前年のことである（澤井勇治 一九四四「天理図書館蔵『西藏将来品図譜』の写生図と書簡」『ピリア・天理図書館報』七五号）。

禅とのつながり

堺の南宗寺の和尚の紹介で、明治一六（一八八三）年、弟ふたりを大阪難波の瑞龍寺（通称鉄眼寺）につれて行き出家させた。僧になりたいと願った慧海のあたかも身代わりのようでもあった。慧海はその住職の佐伯蓬山と知りあい、家が浄土真宗であったのに、黄檗の禅のとりこになってしまった。蓬山の紹介で上京、上奏未遂に終わったが、大阪にもどった慧海は、当時大阪長柄の正徳寺に隠居していた蓬山のもとに行き、堺に帰らず、そこで参禅、仏事、読経などを見習った。三か月ほどであったが、一通りの僧としての仕事を身につけたことが、得度後ほどなく住職になっても勤まったことにつながったようだ。

その後ふたたび堺にもどり、A・M・コルビーという女性宣教師に、キリスト教と英語を習った。女史はアメリカン・ボード（ポストンに本部を置くプロテスタント会衆系の外国伝道団体、派遣の宣教師で、当時大阪土佐堀にあった梅花女学校で教鞭をとり、堺の車ノ町で教会を開いていた。慧海を大きく買い、期待したようだが、慧海はやがて離れていった。のちに書いたキリスト教批判の文章が残っている（『基督教贖罪論批判』『尊皇奉仏大同』同報 四号・一八九一）。コルビーとのつながりと、のちの東京の羅漢寺での生活の話は、島本久恵の自伝的大河小説『長流』「北旅籠町」（第六卷一九五五年、第四卷一九六一年）の巻に載っている。ちなみに久恵は河井醉茗の夫人になった人である。小説ではあるが、その「母」の章を引用しよう（括弧内は高山の注）。

定次郎（定治郎が正しいが小説では定次郎となっている）の河口慧海はいまは東京深川の五百羅漢（通称、正しくは羅漢寺）の寺にいました。彼を最初に見出し、彼を種蒔く人として、寂しい廃港の上に再び大なる十字架のかがやくことを信じ、祈り、そうして彼を愛することの深かったコルビー先生の期待もいまは外れました。

慧海は英語の勉強のため、京都の同志社英学校に入る。同志社の創設者新島襄はコルビーと同じグループであったので、おそらく女史の勧めであろう。しかしこれは学資が続かず、数か月で退学、堺へもどり、ふたたび晩晴書院に通った。

河井醉茗と慧海

慧海と同じ町内、北旅籠町大道筋（住吉、紀州街道）の呉服屋河又の息子が、河井幸三郎のちの醉茗である【写真8】。明治七（一八七四）年の生まれであるから、慧海より八歳下になる。先々代の河内屋又兵衛が、大坂から堺への入り口のこの町を選んで呉服屋を開いた。二代目である父は、醉茗九歳のとき、母も一七歳のとき亡くなった。祖母のもとに、商人の後継者として期待されたが、文学青年の醉茗はそれを望まず、何度も家出を繰り返した。

一八歳のとき文学雑誌に詩歌など投稿し、山田美妙編『青年唱歌集』に収録されたこともある。彼は一九歳のとき、神戸、岡山と行き先をカモフラージュしながら、上京、慧海を頼って羅漢寺に転がりこんだ。『長流』によれば



写真8 河井醉茗

三度目の脱走は明治二五（一八九三）年二月で、慧海はこの年三月哲学館を退館（履歴書、二五日僧籍返上届け出（僧籍簿）、三〇日『明教新誌』に「黄檗宗の前途」を投稿、僧籍返上を広告しており、すぐ大阪へ帰ったと思われるので、ぎりぎりのところであった。

再び『長流』を引用しよう。

定次郎の河口慧海はあとを追うて仏門に入った弟（本当は慧海得度前、慧海が大阪の瑞龍寺に連れて行って得度させた）の宝山を呼び寄せ、親友の鷲尾順敬（生涯の友、真宗大谷派茨木光得寺出身、仏教史家、『日本仏教人名辞書』の編者）と三人でここに暮らしていました。魚板の音で正しい日課が行われました。慧海と順敬はここから毎日駒込にある井上円了の哲学館に通い、勿論徒歩のことで帰りはいつも、団子坂、笠森稲荷、三崎町、初音町の谷中から、夕日を負うて上野の山を下り、黄昏の大河（隅田川）を越え、灯ともし頃によくややく寺門をくぐりました。

そして慧海と順敬が黒板を前にその日の講義を復習し、討論したこと、おとなしい宝山が炊事や寺務を受け持っていたと、その生活の様子がいきいきと書かれている。若き日の醉茗はその食客となつて、慧海にその志を明か

し、祖母へのとりなしを頼んだ。慧海がどのような手紙を書いたか、わからない。結果はまたも醉茗の敗北に終わった。祖母たちから頼まれて慧海の母が上京し、連れ戻したのである。慧海の母は町内で醉茗の祖母も一目をおくような人であつたらしく、小説のなかで、大和へ帰った醉茗の妻を迎えに行く提案をしたと出ている。

醉茗は帰国前の「河口慧海師の消息」を、投書雑誌『文庫』（二三巻六号・一九〇三）に寄稿し、今ネパールに居ること、ダーズリンでの行動を書き、カルカッタ発行の『大菩提会々誌』（一九〇二年一月発行から「高名なる西藏旅行者との会見」という文を翻訳紹介した。また「河口慧海師の逸事」を寄稿、少年時代からの慧海を紹介、その性格、筆より舌の人、敵をもつにもかかわらずその侠骨を愛されたと評した（『文庫』二三巻一号・一九〇三）。さらに「河口慧海師が最近の消息」として、ネパールからの慧海の二本の手紙を『文庫』（二三巻三号・一九〇三）に紹介した。慧海はネパールの首相に厚遇を得、ダライ・ラマへの上書取り次ぎ、梵語仏典の下賜を喜んだと書いている。

のち醉茗はチベットに入ったころの慧海を想って、「河口慧海師に寄す」という新体詩を詠んでおり、その詩は明治三六（一九〇三年六月一日発行の総合雑誌『太陽』）に載った。慧海のチベット行の様子が広く知られるようになって、帰国前に詠まれたもので、詩の前書きに、チベット探検の快挙を遂げて、今や帰朝の途にあり、と書く。第一節と第六節を掲げよう。

山川草木悉く

仏性ありと伝へたり

授けられたる靈ありて

人は神秘を味ふに

何の疑懼か抱くべき

戒を持するに嚴うて

仙骨鶴に似たりけむ

法衣の袖の飄然と

仏陀の国に留りて

御経や誦せし

菩提樹の蔭

その詩は明治三八（一九〇五）年に発刊された第二詩集『塔影』に入れられ、文学全集にも採り入れられている。ただし表題は「菩提樹の蔭 河口慧海師に」とし、「何の疑懼か抱くべき」を「深き疑懼や抱くべき」に、「似たりけむ」を「似たるべし」と変えている。

醉茗と慧海との交友は、その後も続いたようで、大正一四（一九二五）年一二月、醉茗生誕五〇年祝賀会に、慧海はテーブル・スピーチをしている。

外護者

俗人が仏教を保護し、僧侶を援ける人たちを外護者げごという。

慧海のチベット行きの旅費は、信者、友人の喜捨によった。堺の人として、前に述べた慧海と同じ町内の肥下徳十郎、堺市史に、市会議員として名が出ています。

肥下といっしょに名のあがっている伊藤市郎、この人も慧海の竹馬の友で、旅行記に網打ちの網を焼いて旅の餞別としたエピソードの出ている本人である。堺市史に当時堺選出の府会議員、のちに市会議員として出ている人である。慧海が帰国翌日五月二日以後、肥下の家に滞在、泊まっているが、哲学館の同窓、『禅宗』誌の主筆上村南天かみむら（観光）は、同月二四日同窓会主催の講演依頼に慧海を訪ねたとき、探し当てて伊藤宅に行っている。慧海はすべての訪客を断っていたが、上村の名刺を見て面談し、そこで昼飯の精進料理をいただいた。その日午後、入蔵経歴談話会のため、そこから堺中学（現・三国丘高）へ人力車を連ねて行った（「河口慧海師を訪ふ」『禅宗』九九号・一九〇三）。慧海の宿と書いているので、多くの新聞記者や訪問者が肥下宅に来るのを避けて、伊藤宅へ移ったのであろうか。いづれにしてもこの月の末から、大阪毎日、時事の独占口述取材のため、京都の東山の別荘（翠紅館）に一八日間もカンヅメになる。その間哲学館同窓会主催の講演会のため、六月七日京都市議事堂に行ったが、慧海は居場所を聞かれて、ある事情のため言えないと断っている。

それに大阪の渡辺市兵衛（白水）、この人は旅行記にやはり慧海の請いを入れ、餞別代わりにかしわ商をやめ、株式仲買をやった人で、第二回旅行帰国後、同行のS・C・ダースとこの人の池田にある別荘に滞在している。奥さ

んから宝丹をもらったと『旅行記』に書く。この三人が慧海の後援者として新聞にも載り、何度もお金を出したのである。とくに第一回旅行のときは堺、大阪の人の募金がなければ、慧海は旅に出ることができなかった。慧海は自分の著書の序文の中に、これらの人の名を記して感謝している。

慧海はチベットの冷たい川を渡るとき、体に丁子油を塗ったと『旅行記』に述べる。堺の岡村の丁子油は有名であった。

大阪の牧周左衛門も、例の黄檗騒動のとき、黄檗保存講の中心人物として、慧海のシンパであった。慧海は渡印出發前夜、西区京町堀の牧宅に泊まっている。ところが牧らは募金していないようだ。これは師の佐伯蓬山が慧海のチベット行きに反対し、保存講の人たちに募金に応じないで阻止しようとしたことらしい。

黄檗保存講や慧海の渡航費募金について、慧海に師事し晩年は隣に引越した法医学者の浅田一は、慧海の死去直後「追想録」（『中外日報』一九四五）に書いている。黄檗山萬福寺の復興資金募集の無尽講が開かれ、京阪に多数の講があつて、年一、二回大阪天王寺の八百松で盛大な抽選会があり、会席料理が出て半日を騒ぎ暮らした。浅田はまだ十歳くらいの子どもであったが、母に連れられてしばしば出たことを覚えている。慧海が渡印のため浄財を受けられていたことが知れて、競って寄付をしたらしい。慧海は「煩惱について」というような題で、明快な講演をされたが、当時は白面の美僧であった。

肥下徳十郎と慧海

慧海は六年のとき、職人の子に学問はいらぬという父の意向で、退学、桶樽づくりの仕事を手伝った。しかし彼は学問がしたく、夜学に通い、一五歳のときには堺の戎之町にあつた鳳州土屋弘の晩晴書院で漢学を勉強した。

慧海はこの塾で多くの友人を得た。同じ町内の肥下徳十郎、大道筋北旅籠町東南隅に肥料の製造販売や貸家・貸金業などを営む資産家の養子で、彼は慧海の二度にわたる旅行を支える最大の後援者であつた【写真9】。彼が中心になって、慧海の旅費をつくったのである。『西蔵旅行記』によれば、大阪の渡辺、松本、北村、春川、堺の肥下、伊藤、山中の諸氏らから餞別にも

らった金が五三〇円、一八九七年六月二六日、朋友の肥下、伊藤、山中、野田らに見送られて、神戸を発った。

慧海のチベット行きの旅費、經典購入は、信者、友人の喜捨によった。堺の人として、前に述べた肥下徳十郎、この人は西蔵国蔵経購求会発起者の一人と当時の新聞に出ている。また彼は真宗本願寺派の赤松連城と懇意な人と書かれている。慧海がインドに滞在中もその求めに応じてお金を送っている。また慧海はネパールやチベットから彼あてに手紙を送っている。その方法はダージリンのサラット・チャンドラ・ダース經由であった。着いたのも着かなかつたのもあつたと慧海は書いている。河井醉茗夫人島本久恵著『長流』「北旅籠町」(一九五五)のなかにも肥下徳が醉茗の仲間として登場する。

第二回旅行のときネパール大王に献上する黄檗版一切経の購入費、当時のお金で八〇〇円を、彼が中心になって集めた。一切経は黄檗山から貰ったのでなく、当時経の販売元であつた印房から買ったのであつた。一切経頒布先の記録簿「全蔵漸請千字朱点」は明治の始めまでしか宝蔵院になかつたが、印房の後継者である京都二条にある貝葉書院に、明治以後の同簿があり、その中に「川口慧海」の名を見つけた。河の字が違っているものの販売年、金額からいって間違いないと思われる(拙著『河口慧海への旅』一七七一―九五・二〇一)。

慧海は第一回旅行から神戸に帰着後、翌日大阪へ向かい、難波の瑞龍寺、それは弟を出家させまた師事した佐伯蓬山が、かつて住職をしていた寺であるが、そこで講演をし



写真9 肥下徳十郎

るが、そこから鉄道で堺へ向かい、堺駅では民衆が幟を立てて迎えたといわれている。大小路にある料理屋で茶話会が開かれ、夜は北旅籠町の肥下徳十郎宅に泊まった。おそらく接客の便利から狭い自宅を避けたまわ

りの配慮と思われる。しかしこの点のちに雑誌で批判された。

一九〇三年九月一日発行の『新仏教』(四卷九号)誌に、「河口慧海師について」という香山生という署名の小論が載った。「河口慧海師はとにかくえらい。世界の秘密国たる西蔵内地を、単身独歩で探検したのは感心じゃ。自己一人の利益のためではもちろんなく、又名聞のためでもあるまい」という文で始まるが、解せないこととして、演説会でチベットラマ僧の服装をしている、文明国の真似ならまだしも、未開野蛮国の真似をして何の益がある、という異文化の価値の平等を認めない文明開化の時代を反映した思考である。次に、慧海が堺に帰つたとき、自分の家に帰らず、近所の財産家である親友の家(肥下宅)に泊まり、老母が会いに来た。師は旅行中に父を亡くしているのので、線香の一本も手向けるべきなのに。これは自分の実見だという。これも慧海の意思というより、来客、報道の応対や歓迎の人たちの都合に依らざるを得なかつたのではないか。師についての不審はまだまだあるが、この二件は、一は国体の上から、一は人の子としての義務の上から質す、という。

慧海は現地から、ダージリン在住の外護者S・C・ダース、もしくはカトマンズ、ボーダナートの住職ブツダ・バツザラ經由で故国へ手紙を送っている。その宛て名は肥下、伊藤、渡辺の三人が多い。とくに肥下が中心になって、お金を集め慧海に送つたらしい。慧海の無心の手紙、礼状が残っている。

慧海が第二回旅行から帰国する一月半前、大正四(一九一五)年七月二〇日、肥下徳十郎は亡くなった。慧海は訃報を聞いてお悔やみの葉書を送り、帰国後弔文を読んでいる。神戸着後、堺では徳十郎の嗣子恒夫の家に泊まっている。河口一家は東京に住んでいたからである。

慧海は後年、将来した經典の翻訳や仏教書を出版しているが、そのまえがきに、亡くなった肥下をはじめ恩人の名をあげて感謝している。

近年肥下徳十郎の子孫宅から、肥下あて慧海の手紙がいくつか見つかつて公開された。高野山大学の奥山直司教授が、活字化され、「河口慧海を支えた人々―堺の篤志家・肥下徳十郎を中心に―」(『フォーラム堺学』二〇集・二〇一四)に、慧海の手紙や鍵を入れるためくりぬかれた日記と弔文の紹介、肥下とその交流など解説された。さらに、「河口慧海の手紙―肥下徳十郎他宛―」(『堺研究』二六号・二〇一四)、慧海の親友肥下徳十郎他宛一三通、遺族

宛はがき、弔文とそれの解説を付した。

慧海が肥下徳十郎に送った手紙の中で、慧海の悩みを吐露した、若き日の心の記録がある、それは明治二五（一八九二）年一月五日、大阪上福島妙徳寺五百羅漢から出された。その骨子を記そう。

時候の挨拶と謝礼に次ぎ、母と弟が来て、帰宅のうゑ家計を助けよと言ひ、何とかせねばと考えているときに、肥下から手紙をもらつて、それで済んだと思ひ、妙徳寺の住職の許しをえて、この寺で三か年かけて一切蔵経を読了したいと決心した。もう大部読んだので三年でいいだろう。しかし仏教明了には一〇年も必要だが、蔵経読了のうゑ、働いて父母を安心させたい。しかし父母の命に従えば若いうちの脳の力を失いそうで、なんとか三年待つてもらふよう説得していただけないか。また毎夜二時間ずつ禅堂諸士に学術を教える。

奥山の解説によれば、この時点で黄檗紛争のことも、チベット行きのことも書かれていない。慧海が黄檗紛争のとき自ら記した『実事録』（一八九三・「河口慧海著作集」第十七巻に収録）に、難波の瑞龍寺へ一切経を返済している記述から見ても、慧海の一切経読破は大正時代からと言えよう。

（たかやまりゆうぞう／チベット文化研究会会長・元京都文教大学教授）

挿図出典

- 【写真1】 筆者撮影
- 【写真2】 筆者撮影
- 【写真3】 『世界ノンフィクション全集』第六巻付録、一九六〇年、筑摩書房
- 【写真4】 『明治天皇御臨幸六拾年記念誌』一九三七年、熊野校頌徳会
- 【写真5】 『御大典奉祝 名古屋博覧会総覧』一九二九年、名古屋勸業協会
- 【写真6】 『美術資料・西蔵之部』一九一七年、美術工藝社
- 【写真7】 『三端舎歌集』一九二九年、三端舎歌集刊行会
- 【写真8】 覚応寺蔵写真「浪華青年文学会堺支会有志」より部分
- 【写真9】 個人蔵アルバム写真

新たに寄託された古文書について

―史料紹介 和泉国大鳥郡和田文書(一)―

矢内 一磨

渋谷 一成

平成二七年度の企画展「和田一族奮戦記―中世を生き抜いた人々―」(会期：平成二八年三月二日～五月二九日)では、現堺市南区の美木多地区に本拠を置いた武士・和田(みきた)氏の一族について、伝来した古文書「和田文書」(個人蔵)をもとに、中世の和泉や南河内地域の歴史を紹介した(註1)。

このたび、「和田文書」が当館の寄託となったことに伴い、企画展では展示できなかった部分を含む文書群の全体像について紹介し、あわせてこれまで、まとまった翻刻が存在しなかった部分を含む全点の翻刻を本号以降に数次にわたって掲載することとした。

なお、「和田文書の概要」については、本文を矢内(一)と渋谷(二・三)が分担執筆し、付表「和田文書目録」および「翻刻」(巻一～二)については、矢内の助言を得ながら渋谷が取りまとめた。

一 和田文書の概要

(一) 受け入れの経緯について

平成六(一九九四)年三月、京都府立山城郷土資料館の田中淳一郎学芸員が、依頼により文書調査にうかがったところ、一二〇点にもものぼる南北朝時代の古文書を目にした。これが、長年行方不明とされてきた和田文書(註2)が、「発見」されたきっかけである。

その経緯に関しては、田中学芸員が「和泉和田文書目録」(『山城郷土資料館報』第一三号、一九九六年)に詳しく報告されている。詳しくは同報告

を是非参照していただきたいが、本稿の記述のために、発見の経過を以下箇条書で紹介しておく。

- ① 京都府相楽郡和束町在住の石井勉次郎氏から、和束町教育委員会を通じて南北朝時代の古文書があるので調査してほしいと京都府立山城郷土資料館に依頼があった。
- ② 卷子八巻、一二〇点にもものぼる南北朝時代の古文書を確認。この文書は、石井氏の甥に当たる奈良市在住の池田宏氏の所有するものであった。
- ③ 後日、詳しく調べたところ、明治二一(一八八八)年に東大で影写された後、所在不明となっている和田文書であると判明。
- ④ 調査結果を所有者池田氏に連絡し公開をお願いしたところ、五月二六日に京都府立山城郷土資料館へ寄託となった。
- ⑤ 寄託後に泉州地域の研究者にも協力を仰ぐとともに、古文書学の第一人者上島有花園大学教授(当時)に指導をうけ、既刊の史料集とも照合を行い、影写本にある古文書の原本がすべて揃っていること(しかし新出史料はなかったこと)を確認。

田中氏の調査によって和田文書であると確認され、しかも保存状態が良好であったとの報せは、日本中世史の研究者、和田氏の故郷である泉州地域の研究者にとつて、またとない吉報であった。影写本によつて古文書の内容については知ることが出来るものの、料紙の研究が不可欠である現在の中世史研究において、原文書の所在が不明であったことは、史料の価値を大きく損なっていたといえよう。

田中氏をはじめとする関係者の努力によつて、寄託された和田文書は、七月一四日から京都府立山城郷土資料館で一週間にわたり一般公開された。また前日の一三日には記者発表が行われ、貴重な資料の初公開が広く知らされ、多方面からの反響があった。

当館においても、和田文書の泉州への里帰り展を企画、所蔵者と京都府立山城郷土資料館のご快諾をいただいた。和田文書を借用し、平成八年九月一三日より二四日まで特別陳列「和泉国和田文書―古文書にみる中世の堺地方―」を開催、当館で公開することがなかった(註3)。

和田文書は、研究者からの研究要請に応じ、活発に活用され、その間に所蔵者も代替わりをされた。この間、和田文書は長期にわたって京都府立山城郷土資料館に寄託をされ続け、良好な保存状態を保った。

しかしながら、京都府立山城郷土資料館が和泉国の中世文書を収蔵し続けることが、史料活用の面から考えて、最適であるかどうかについては、議論の余地があった。一般的に地域史料は、地域にあつてこそ、その魅力を発揮する。折角の一等史料であつても、和田文書を和泉国から遠く離れた京都府立山城郷土資料館で常設展示に活用することは難しかった。

そのようななか、平成二八（二〇一六）年に企画展「和田（みきた）一族奮戦記―中世を生き抜いた人々―」（三月二二日～五月二九日）を開催、それを機会に長年にわたり貴重な古文書を受託し、保存活用されてきた京都府立山城郷土資料館の活動に敬意を払いながらも、当館は次に述べるような見地と理由から所蔵者と寄託先に当館への寄託変更を願い出た。

堺市は、現在豊かな歴史文化遺産を生かした個性豊かな都市をめざして、まちづくりを進めている。世界文化遺産への登録を推進中の百舌鳥古市古墳群、日本の中近世の都市のなかでは、屈指の文化を有する堺環濠都市が堺市を代表する歴史文化遺産であることは、間違いないのであるが、それ以外にも広い市域にさまざまな歴史を有していることを忘れてはならない。

当館では市域の通史を全般的に対象とし、市の歴史の全体像を提示していきたいと願っている。その際に問題になるのは、堺市域の歴史のなかで、鎌倉時代から室町時代にかけての史料が乏しいことである。その解決をはかるには、当該時期の市域にかかわる実物史料を購入しないしは寄託によって、常時収蔵するしかない。

和田文書は、まさに当館が収蔵を希望する史料であつた。堺市域の鎌倉～室町時代の史料で、和田文書ほど良質のものは、他に見当たらない。さらに、和田文書は堺市域のみならず、大阪府の河内・和泉両地域にとつても、大変貴重な歴史史料である。当館は大阪南部の歴史系博物館で代表的な施設であり、当館での受託は、当館のみならず大阪南部地域にとつても益すると考えた。

以上のような当館の事情と併せて、和田文書の成立過程に鑑みると、当館への寄託は古文書の地元への里帰りの要素も大きいことを忘れてはならない。

い。歴史資料は、現地での保存を第一とする。和泉、薩摩と所在地を変え、近年においても各地を転々とした和田文書が、和田氏の本貫の地である和田庄が所在する本市の博物館で寄託を受けることは、歴史資料は現地保存の理念に鑑みても有意義である。

当館の想いは、幸いにも現在の文書の所蔵者である池田朗氏と寄託先の京都府立山城郷土資料館に受け入れていただくことができた。企画展終了後も和田文書は堺市博物館、和泉国にとどまることになったのである。

（二）古文書群の構成と内容

和田文書は現在、八巻に成巻され、その点数は約一二〇通を数える。個別の文書それぞれの概要や法量については、付表「和田文書目録」としてまとめたので、詳細はそちらを参照されたいが、本節では本文書の概要について、京都府立山城郷土資料館の田中淳一郎氏がまとめられた「和泉和田文書目録」（『山城郷土資料館報』第一三号、一九九六年）を踏まえつつ、あらためて簡略にまとめておきたい。

本文書はまず、鎌倉時代から戦国時代にかけての古文書（巻一～五）と、和田氏の系図類（巻六～八）の二つの部分に内容的に大別される。これとは別に、軸装された中世文書二点が伝わっている。軸装された時期は不明ながら、内容的にみても和田文書と本来一体のものであると考えられる。

まず、巻一～五の古文書について、各巻の構成を概観しておく。巻一～三、および巻五は、鎌倉から南北朝期にかけての古文書、巻四は、戦国期の古文書を収める。

巻一は、三八点の文書からなるが、うち一点は、文書の封紙である。この巻の内容の特色は、南朝から和田氏に対して、所職の安堵や宛行を行うものが多くみられることである。具体的には、和田庄惣下司職・金田郷惣判官代職・大歌十生長官職などの宛行、蔵人への補任、吉野の皇居の惣門大番役の催促などに関わる文書類である。それらとも関連しつつ、千早城の合戦や四条畷の戦いなど、和田氏が参戦した南北朝期の戦いの過程でもたらされた古文書も多く収められる。

巻二は、二六点の文書を収める。この巻は、巻一・三に比べ、直接的に所

職に関わる文書が少なく、多くが軍勢催促や手負注文など、軍事に係る文書を取める点に特徴がみられる。

卷三は、一六点の文書を取める。この巻は、和田氏の財産の処分状や申状案・目安案などの上申文書を多く含む点に特徴がみられる。

卷四は、二〇点の文書を取める。いずれも戦国期のもので、そのサイズが縦二〇センチメートル以下と小さく、またその多くに封紙を伴うことも特筆される。

卷五は、七点の文書を取めるが、いずれも同一の筆による案文である。内容は、河内国の金田（金太）郷・長曾根郷にかかる相伝の支証となるものである。

つぎに、卷六〜八の系図類についても、概観しておく。

卷六は、「中家系図」という内題のあるもので、大中臣氏の子孫の和田氏および祖を同じくする家々の系譜を記したものである。系図は、いったん大半を同一人物の筆により書き上げたのち、逐次書き足されたようで、和田氏の当主で言うと、南北朝期の助泰（助康）の代までを同じ筆跡で書いているものと思われる。そののち、八世代にわたる当主の名が書き足され、戦国期と思われる助高・助守の父子、助守の子の助宗・助兼に至っている。

なお卷六には、紙背文書があり、そのいずれもが南北朝期の延元年間に係る軍忠状の案文である。これらの案文は、直接的には和田氏が提出したものではなく、岸和田氏・高木氏・三木氏などが提出したものである。軍忠状の案文が先に書かれ、その裏面を用いて系図が作成されたと考えられる。このような形状から卷六は、系図が作成された時点からほとんど形状が変わらなまま残存したと考えられる。

卷七も和田氏の系図であるが、卷六に比べて大中臣氏から分かれる家々のうち、和田氏以外の部分を省略したものである。卷八は、卷六の写しで紙背文書も含めて一巻にまとめたものである。

以上のごとく、和田文書の各巻の構成を概観した。すでに「和泉和田文書目録」でも指摘されるように、和田文書が成巻された正確な時期はわかっていない。しかしながら右にみたように、卷六〜八を除く古文書を成巻するに際しては、内容的なまとまりが共通するものと同じ巻にまとめようとする、一定の意識が見られるように思われる。

なお、和田氏のもとに伝えられた古文書は本来もつと多かつたことは、多くの徴証から明らかである。『統群書類従』所収「和田系図」のなかに収載された古文書のなかには、現在の成巻された和田文書には含まれないものが見られることや、『大日本史料』所収のものにも、同様に現在の和田文書には含まれない文書があることが知られている。また、近年『大阪狭山市史』によつて詳しく紹介された、前田育徳会尊経閣文庫所蔵の「天龍寺真乘院文書」のなかにも、本来和田文書と一体であつたと考えられる文書が多く含まれている。現在の和田文書には含まれないものの、もともとの和田文書の一部であつたもの、および現在では所在不明となつている文書等も含めて、和田氏の事績や地域とのかかわりを明らかにし、その全体像をあらためて整理し直し復元することが、今後の研究の中でも重要な意味をもつといえよう。

(三) 中世和泉の地域史研究と和田文書

和田文書の存在については、一般には『統群書類従』に収められ、活字化されることにより、その存在が知られることとなつた。刊本が底本としたのは、「諸家系図纂」である（『群書改題』巻一）が、同書は水戸藩の丸山可澄により編まれたもので、元禄五（一六九二）年に成立している（『国史大辞典』）。『統群書類従』所収「和田系図」の末尾の識語も、「諸家系図纂」のもので「右和田氏系図并文書一卷以泉州人和田太郎左衛門所蔵元本写焉貞享二年乙丑春正月 京師新贍本」とあるので、貞享二（一六八五）年正月以前に原本の調査がされたことがわかる。先述したように、『統群書類従』本には現在の和田文書には含まれないものが多い。また、和田氏は正確な時期は不明ながら近世に和泉を離れ、島津氏を頼つて薩摩に移っており、明治二一（一八八八）年の『大日本史料』の編纂事業にかかる史料の採訪に際しても、薩摩と常陸で調査が行われている。この際、史料の影写が行われ、平成六（一九九四）年に再度所在が判明するまでの間、中世史の研究者は、おもにこの東京大学史料編纂所の影写本を原本に准じるものとして利用してきた。和田文書が京都府立山城郷土資料館に寄託されて以降は、写真帳および原本による校訂が可能となつたため、近年の自治体史の編纂事業の中で

に活字化された文書が校訂・検討し直されたり、あらたに翻刻されたりした文書も多い(註4)。

ここで、和田文書を用いた中世史研究の成果を時代ごとに概観しておきたい。ただし、個々の研究を網羅的に紹介するのは困難であるため、自治体史(註5)および主要と思われる論考を中心にまとめることをお断りしておきたい。

まず、南北朝期以前に関する研究成果について概観しておく。和田文書に含まれる古文書の大半が南北朝期のものであることから、この時期を対象とした研究は多い。これらの研究は、

- ① 在地領主としての和田氏の存在形態に関するもの(註6)
- ② 南北朝期の和泉・河内地域の戦闘や武士に関するもの(註7)
- ③ 神人等に関するもの(註8)

に大別することができよう。ひとまずはこのように分けたものの、もとよりそれぞれの論点は相互に関連しており、明瞭な区分は困難ではあるが、研究の状況を概観するための便宜上の区分であることを予めご海容いただきたい。

①の研究は、飯倉晴武氏・河音能平氏などによつてすすめられ、和田氏の根本所領である和田庄における所領や所職、在地領主としての性格を追究したものである。具体的には、永仁二(二二九四)年の「和田性蓮処分状」、寛正二(一四六一)年の「和田盛助処分状」の分析、そのほか和田文書のなかに出てくる所職・所職の分析を通じて、荘園現地を把握する和田氏の在地領主(開発領主)としての在り方が検討された。雑免・名田畠の所有、池・山林の所有、取水にたいする得分権などを通じて現地で庄倒的な存在である和田氏の性格が論じられている。またそれに加え、金太郷・長曾根郷に関する所職の獲得、鎌倉幕府御家人であった和田氏の性格などについても研究がすすめられた。

②の研究は、『新修泉佐野市史』・『大阪狭山市史』などの自治体史、および井田寿邦氏・堀内和明氏らによつてすすめられた。これらの研究によつて、後醍醐天皇の倒幕運動に呼応する大塔宮・楠木氏の動きと和田氏の幕府側・後醍醐側双方への対応や、南北朝分立後の楠木氏との関係、あるいは巻六紙背文書にある軍忠状の分析など、和泉・河内の当該期の情勢を明らかにする

うえで、和田文書が不可欠の資料であることが再認識された。

③の研究としては、丹生谷哲一氏や大阪歴史学会の雑誌『ヒストリア』における特集「和泉国近木庄と供御人・神人」などを挙げるができる。和田庄に春日社の雑免田があり、和田氏自身も春日案主職をもつ神人身分にあつたことや、和田氏が「近木郷以下十生朝用分代官職」を南朝に与えられたことなど、供御人・神人に関する史料が和田文書のなかに含まれており、金剛寺のみならず春日社や撰関家とも繋がりをもち和田氏の存在形態の特色が明らかにされている。

つぎに、戦国期に関する研究成果についても概観する。戦国期の研究では、先に挙げた『新修泉佐野市史』・『大阪狭山市史』の編纂、さらに泉佐野市史の戦国期守護に関する研究成果をベースにした、小山靖憲編『戦国期畿内の政治社会構造』(註9)などが挙げられる。また、同論集には付表「和泉国地域公権力受発給文書一覧」が作成されている。かかる成果により、和田文書を構成する各々の文書に関する情報(差出・宛先、年代等の比定)の蓄積が充実し、戦国期の地域史のなかに和田氏の動きをより詳細に位置づけることが可能となった。戦国期は、『大日本史料』が未完の部分が多いため、堺市域(特に中世都市堺以外)を対象とした地域像の研究は十分ではなかったが、右のような大阪府南部を中心とした自治体史の編纂事業やその成果を生かした個別研究の進展が和田文書の史料的な重要性をより詳細に認識することにも繋がったのである。

以上、和田文書を用いた中世の和泉・河内地方における地域史研究について概観した。本文書の研究をすすめることは、中世の和泉・河内についてのあらたな地域像を提示することに寄与するものであると位置づけることができる。また、これらの研究成果の蓄積に依拠しながら、さらに考古学や城郭史など隣接諸分野の成果を総合化することが今後の課題となる。堺市博物館においても、地域の歴史を館の常設展・企画展などの展示という形で還元させることで、市民にも地域の歴史の厚みを知っていただく機会を提供することができると考えられる。研究成果は、報告書や展示図録などの形で地域や研究者などに公表していく予定である。

二 和田文書(卷一〜二)の翻刻

以下は、和田文書の卷一〜二の翻刻である。各文書の法量・形態等の基本的な事項については、付表「和田文書目録」を参照されたい。なお、本来は全点について写真を掲載すべきところであるが、紙幅の関係上、割愛せざるを得なかったことをお断りしておきたい。また、人名等についてははでさるだけ比定するように努めたが、筆者の検討不足による間違いなどが生じている可能性もある。大方のご批判を賜れば幸いである。紙背の文字のうち、成巻時の裏打ちなどの結果により現在判読が困難な部分については、東京大学史料編纂所の小瀬玄士助教のご教示を賜り、同所所蔵の影写本により、可能な範囲で復元した。

〔凡例〕

- ・用字については、原則として常用漢字を用いた。
- ・釈文には適宜句点(「、」)を付した。
- ・改行位置については、かぎ括弧(「」)で示した。
- ・文字があるものの判読できない箇所は□または□□で示した。

【第一卷】

1 良意書状(折紙)

正安三(一三〇二)年七月二日

(付箋)「良意」

京都大番事、閏正月一日至于「六月晦日」内裏様門役依「為和泉国御」家人役、被勤仕候」状、如件、

正安三年七月二日 良意(花押)

和田修理亮殿

2 法橋良喜奉書

元徳二(一三三〇)年三月二六日

(端裏下部)「(花押)」

(付箋)「りやうき」

当庄所職事、如請文往古」文書等、調進之上者、任去年」十二月廿三日御下文旨、相伝」知行不可有相違之由所候也、」仍執達如件、

元徳二年三月十六日 法橋良喜(花押)

金太庄書生殿

3 法橋良喜奉書

元徳三(一三三二)年二月五日

(端裏書)「□□□□」

(付箋)「りやうき」

当庄一在序職事、元徳元年」十二月廿三日御下文并同二年三」月十六日御教書等嚴重之上者、不可依預所施行者也、然者全」知行、而有限御年貢以下、任」先例可被其沙汰之由、御氣」色所候也、仍執達如件、

元徳三年二月五日 法橋良喜(花押)

金太庄書生殿

4 光厳天皇繪旨

元弘元(一三三一)年一月三〇日

大歌十生職事令」知行可致勤厚之由」可被下知所衆持重之由」之状如件、

元弘元年十一月卅日 兵部少丞(花押)

一臈出納殿

5 伝奏奉書

元弘元（一一三二）年二月一日

（端裏書）「かん状正文」

大歌十生職事、被「知行可令致勤厚」給之由、被仰下候也、仍「執達如件、

元弘元年十二月一日 散位親景

謹上 藏人所一^{（廳）}勞殿

6 護良親王令旨

元弘三（一一三三）年四月二十八日

（端裏書）「御かん状」

（付箋）「左少将」

和泉国御家人和田修^{（護良）}理亮助家・子息助康令馳走「御方度々合戦抽軍忠条、

尤以神妙也、早可有勸賞候、」大塔宮親王令旨所候也、仍執達」如件、

元弘三年四月廿八日左少将^{（某定恒）}（花押）

和^{（助家）}田修理亮館

7 和田助家申状

元弘三（一一三三）年五月日

（端裏書）「大中臣助家申状」

（付箋）「左少将」

「一見了、

^{（某定恒）}左少将（花押）」

和泉国御家人和田修理亮助家謹言上

欲早且依度々合戦忠節且任 令旨速預恩賞」成弓箭勇間事

右助家今年四月三日忝下賜 令旨之間、於「自身者治病更発之間、差副数輩

軍勢於」子息助康畢、仍令馳参于御方去四月八日」於赤井河原戰場致合戦忠

之條、大和近戸」内源四郎同五郎令見知畢、同廿七日名越尾」張前司発向之

刻、於久我繩手不惜身命」致合戦若党弥五郎・孫九郎被疵之條、大和国」宇

野七郎入道・播磨国安田左衛門三郎所見」及也、然早合戦之忠為無隻奉公之

上者、賜」御外題御教書欲預恩賞、仍恐々言上如件、

元弘三年五月日

8 後醍醐天皇繪旨

元弘三（一一三三）年二月一日

（付箋）「後醍醐天皇」

和泉国和田庄惣^{（副）}下司職」并得富・恒富等名・放光寺・蔵」祈所俗別当職、

和田修理」亮助家当知行不可有」相違者、」天气如此、悉之、以状、

元弘三年十二月十七日 ^{（中御門宣明）}右中弁（花押）

9 和泉国宣

元弘三（一一三三）年二月二七日

（付箋）「まてのこうし」

（花押）

和泉国和田庄惣^{（別）}下司職」并得富・恒富等名・放光寺・蔵」祈所俗別当職事、

任」繪旨当知行不可有相違之由」国宣所候也、仍執達如件、

元弘三年十二月廿七日 左近将監邦久

謹上 和田修理亮殿

10 左兵衛尉打渡状

元弘四（一一三四）年正月二五日

謹上 藏人所一^{（廳）}勞殿

（付箋）「左中弁」

和泉国和田庄惣下司」并得富・恒富等名」放光寺・蕨別所俗別当」職事、
任国宣、沙汰居和田」修理亮助家於当庄了、向後」知行不可有相違之状、
如件、

元弘四年正月廿五日

左兵衛尉（花押）

13 後醍醐天皇論旨

（建武二（一一三五）年）六月二六日

和泉国大歌十生」長官職事、致興行」沙汰、可全知行之由、 論旨」如此
可被下知所衆持重之」状、如件、

（異筆）「建武二」

六月十六日 大内記^{（高倉朝任）}（花押）

一藹出納殿

11 北条治時感状（折紙）

正慶二（一一三三）年四月二二日

14 和泉守護代大塚惟正奉書（折紙）

延元三（一一三八）年一月一八日

（端裏書）「かん状正文」
（付箋）「はるとぎ」

（端裏付箋）「楠木 くすのき」

於茅破屋城北山」致野臥合戦取」頸了、尤神妙候、」仍執達如件、

（付箋）「惟正」

正慶二年四月廿一日

^{（北条）}治時（花押）

吉野殿惣門大番」役事、兵衛二郎相共、」自来月一日至同五日」可被勤仕由
候、仍執達」如件、

和田中次殿

延元参

十一月十八日 惟正^{（大塚）}（花押）

12 伝奏奉書

（建武二（一一三五）年）六月二六日

和田修理亮入道殿

和泉国大歌十生」長官職事、致興行」沙汰、可被全知行之由」所被仰下候
也、仍執達如件、

（異筆）「建武二」

15 後村上天皇論旨

興国二（一一三四）年二月五日

六月十六日 山城権守親景

越中国石黒庄」内大光寺塔頭職」奏勳同宿侍従」房弁祐可令知行者」天氣如
此悉之、以状、

興國二年十二月五日左少弁(坊門親忠) (花押)

16 某袖判某義方奉書

貞和五(一三四九)年八月四日

如件、

正平八年七月十九日 (貼紙) 「楠木正儀」

(楠木正儀)
左衛門少尉 (花押)

(花押)

堀江庄内加徴毎「年二千疋被充行」御恩之由仰所候也、仍「執達如件、

貞和五年八月四日 義方

謹上 豊前左衛門少尉とのへ

19 後村上天皇綸旨

正平一〇(一二五五)年二月二〇日

可被補藏人之「由被申候、寿成門院」事、可被存知候、「天氣如此、悉之、

以状、

正平十年二月廿日 大藏卿 (花押)

和田左衛門尉とのへ

17 北畠親房袖判御教書

正平三(一三四八)年七月一九日

(付箋) 「馬権之助清永」

(付箋) 「大塔宮」 (北畠親房) (花押)

参川国釜谷庄内「兼清名地頭職、為勲功賞」所被充行也、綸旨未到之間、「

且可被存知者、一品家御消息如此、「仍執達如件、

正平三年七月十九日 右馬権助清長奉

和田藏人殿 (助氏)

18 楠木正儀下知状

正平八(一三五三)年七月一九日

(貼紙) 「くすのき」

和田藏人助氏申、河内国金田郷「惣判官代職并長曾祢郷郡司」職等事、為助

氏重代相伝本領之条、「関東六波羅御下知讓状已下証文分」明之上者、本職

無相違之由、目代所令注(進)「也、然早任先度国宣、助氏可全領掌、」仍下知

20 坊門中将家御教書

正平一五(一二六〇)年二月五日

(付箋) 「くすの木まさつら」

(花押)

和泉国近木郷以下散在十生「朝用分御代官職事、所被」仰付也、殊存公平之

儀、可進「濟御年貢、若有不法懈怠事」者、本主分相共、可被召放之由

坊門中将殿仰所也、仍執達」如件、

正平十五年二月五日 左衛門尉 (花押)

和田左衛門藏人殿

21 楠木正近打渡状（折紙）

正平一五（一三六〇）年三月五日

24 大内義弘書下

応永六（一三九九）年二月六日

（端裏）「□□

□□ 和田愛松 此一巻十□通」

（付箋）「楠左兵衛正近」

当国近木以下「散在十生長官」職本主分事、「任去月廿一日御下知」同廿九日御施行之旨、「早所沙汰居和田さ衛門」藏人代於当所候也、仍「執達如件、

正平十五三月五日 正近（花押）

十生沙汰人中

22 楠木正顕書下

文中二（一三七三）年一〇月一四日

（付箋）「楠木伊与守」

和泉国散在十生三」分二、可令知行之状如件、

文中二年十月十四日 楠木正顕伊豫守（花押）

和田備前守殿 助氏

23 大内義弘書下

明德三（一三九二）年七月一〇日

（付箋）「左京権大夫」

和泉国大鳥郡和田庄」下司職内伍拾貫文、所「充行也、任先例可有知行」状如件、

明德三年七月十日 大内義弘左京権大夫（花押）

和田愛松殿

（付箋）「左京権大夫」

和泉国大鳥郡和田上條」下司職四并近木十庄、（生）河内国長曾祢郡司金田」惣判官代職事、知行不可」有相違之状如件、

応永六年十一月六日 大内義弘（花押）

和田藏人殿 助朝

25 大塚惟正書状（折紙）

（年未詳）九月二八日

（付箋）「くすの木これまさ」

中条兵衛四郎」殿本領安堵事」可執申之由楠木」被申候、且広瀬大夫阿闍梨書状」如此候、為御意得令」沙汰申候、尚又当知行」事者、今度当参候」人々皆々無相違候」哉、可依惣請候敷」、埒明候其子細」可有御馳走候」、

恐々謹言、

九月十八日 大塚惟正（花押）

和田殿

26 大塚惟正書状（折紙）

（正平二（一三四七）年）二月二日

（付箋）「楠惟正」

御かたき、昨日十一日」京をたち候て、「すてにくたり候ほと」に、たう国人を」（渡辺）ハわたなへへむけ」申され候、ときを」かへす御したゝめ候て、「御むかひ候へく候、又」（合戦）こんとのかせん、いつ」と申候なからせんと」にて

候、あひかまえてくく」さとの人百しやうなん」とにも、かひくしく候」
はん、みなく、めし」くせれ候へく候、御」たてもあまたもた」せられ候
へく候、惟正も」みなくもよをした」て申候はんため、ま」かりこへへく
候か、あか」月ハこへへく候、」又てんわうしによひ」候か、もしやまのい
へ」ひとつになりて候と」きこしめされ候ハ、」やまのいへ御入あるへ」
く候、猶々とき」をかへす御むかひ候へ」く候、恐々謹言

十二月十二日

惟正(大塚)
(花押)

みきた殿
(和田)

27 大塚惟正書状(折紙)

(正平二(二三四七)年) 二月二四日

(付箋) 「くすの木これまさ」
十二日状を進候」間、いまはてんわう」しへ御いて候らん」と存て候へハ、
いま」たそのきなく候」あひた心もとなく候」て又状を進候、」きやうせい
もすて」にみちまてくたり」て候、いそぎくてん」わうしへ御入候へく
候、」まち申候へく候、こん」とハめんく」にいつと」申ながら、御き」は
り候ハてハなん」きたるへく候、わか御たいしとも」おほしめされ候て、」
いそぎくけんみ」ちに御まち候へく候、」恐々謹言、

十二月十四日

惟正(大塚)
(花押)

みきた殿
(和田)

28 目代請文

(正平八(二三五五)年) 七月二八日

和田藏人助氏申河内国」金太郷物判官代職并長曾」祢郷郡司職等事、為重
代」相伝之本職条、無相違候歟、」以此旨可有御披露候、恐惶」謹言
七月十八日
左衛門尉正幸(花押)
進上 御奉行所

29 北畠親房袖判御教書

正平三(二三四八)年正月六日

(付箋) 「のふつら □」

(付箋) 「大塔宮」
(北畠親房)
(花押)

此間御下向当国候、昨日」合戦事以外候、就之有」可被仰談之子細者忝可」
被馳参之由、一品家仰候也、仍」執達如件、

正月六日 木工権頭信実
(正平三年)

和田一族御中

30 伝奏奉書

(正平一五(二三六〇)年) 二月四日

和泉国近木以下散在」十生」可令沙汰渡」信春朝臣雜掌之由」被仰下
候状、如件、
二月四日 権右中弁(藤原兼頼)
(正平十五年)

刑部権大輔館

31 楠木正顕挙状

(年未詳) 二月二日

(付箋) 「くすの木いよのかみ」

和田備前守助氏申 和泉国近木 郷以下散在十生長官職并河内 国金田庄惣判官代職長曾祢郷 郡司職等事、相伝文書之正文等先 度備上覽候歟、急速申御沙汰候者、弥可抽忠功候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

十一月廿一日 伊豫守正顕(楠木) (花押)

進上 御奉行所

34 刑部権大輔遵行状

(正平一五(二三六〇)年) 二月二九日

(付箋) 「きやうふこんたゆふ」

和泉国近木以下散在 十生長官職本主分 事、今月廿八日下知状如此、早可被沙汰居和田左衛門 藏人助氏於当所之状、如件、

二月廿九日 刑部権大輔(正平十五年) (花押)

濟恩寺掃部助殿

32 大塚惟正書状 (折紙)

(延元二(二三三七)年) 二月一日

和田庄 殿下 雜免事、自 殿被成御教書 候間、可被閣軍勢 所務之由、

□□□ 被仰候、難准自 余所候上者、可 被閣之由 状如件、恐々謹言、

十二月十一日 惟正(大塚) (花押)

宮里方軍勢御中

33 大塚惟正書状 (折紙)

(延元二(二三三七)年) 二月一日

(付箋) 「くすの木これまゝ」

殿下大番免事 可閣軍勢所務候 由、被成御教書候間、楠木被執仰候、其旨御存知候、御 雜掌方可左様沙汰候、且軍勢方相触 候、左候ハ、召連候て 不被返遣候、恐々謹言、

十二月十一日 惟正(大塚) (花押)

和田殿

35 法橋良喜書状

(年未詳) 三月二六日

(付箋) 「りうき」

□庄文書等任請文之旨、御調 進殊神妙之由被仰出候、仍被成 □御教書之 条目出存候、次檢注 事可有遵行候之處、沙汰人 百姓等条々依歎申候、此春者 延引候也、每事期後信候、恐々かしく、

三月十六日 法橋良喜 (花押)

謹上 金太庄書生殿

36 快禪奉書

(年未詳) 十一月三日

(付箋) 「くわいせん」

河内国金太庄公文職 為普代仁否之条可被 尋窮庄家沙汰人 百姓等也、但先令還補庄家、令 追出本所敵対之悪党 被進御年貢以下御公事物 於有其忠節者不可 有安堵相違之由可令 下知給之由所仰下候也、仍執達如件、

十一月三日 快禪奉

金太庄預所殿

【第二卷】

37 重明遵行状（折紙）

（年未詳）八月七日

1 六波羅召文

康元二（一二五七）年二月七日

（付箋）「しけ明」

和田愛松給「所事、任御下」知之旨、可被「渡候也、仍執達」如件、

八月七日

重明（花押）

田所修理亮殿

長徳将監殿

（端裏書）「□□□」

（貼紙）「義とき」

下野前司為重申女子」并所領証文事、就散」状重訴状如此候上者、早企參洛可被明申之状如件、

康元二年二月七日 平（花押）

和田左近将監殿

38 懸紙

和田左衛門藏人館

勘解由次官（花押）

2 紀伊熊野本宮造宮料請取状

嘉元四（一二〇六）年四月二三日

（端裏書）「熊野山段米御奉行請取」

納 熊野山本宮兩所并四所御殿

造宮料段米事

合七斗者

右米者、和泉国御家人和田修理亮」知行当国和田庄上条下司得富名分」

田七町段米所納如件、

嘉元四年四月十三日

兵庫允有尚（花押）

左衛門尉行盛（花押）

3 和田助家着到状

正和三(一三三四)年一〇月一〇日

5 六波羅御教書

文保元(一三一七)年四月三日

依山門神人宮仕等狼藉事」和泉国御家人和田修理亮」助家自六月令馳参于
今」令参仕候、以此旨可有御披露」候、恐惶謹言、

鴨河堤及大破之間、為修」固任先例、所被支配用」途於近国御家人等也、
彼」錢内式貫文、今月廿日以前」可被沙汰進也、仍執達如件、

正和三年十月十日 修理亮助家(和世)

(付箋)「越後守時敦」

進上 御奉行所

文保元年四月三日 越後守(北条時敦) (花押)

「一見了」

(付箋)「陸奥守貞正」

(北条時敦) (花押)「(貼紙)「越後守時敦」

(北条維貞) 陸奥守 (花押)

和田修理亮殿(助家)

4 和田助家着到状

正和三(一三三四)年一〇月二二日

6 某家下文

文保二(一三一八)年七月三日

(貼紙)「むさしのかみ」

さたあき」

(付箋)「北條」

(貼紙)「武蔵守貞顕御代」

(花押)

依山門神人宮仕等狼藉」事、可令参洛之由、被成下御」教書候之間、和泉国
御家人」和田修理亮助家馳参自六月」五日于今令在京候、以此旨可有」御披

補任 河内国金田庄収納使給事
平正弘

露候、恐惶謹言、

右以人所被補彼職也、」殊抽忠勤可被致奉公、」仍所補任如件、庄家宜」

正和三年十月十二日 修理亮助家(和世)

承知敢勿遺失、故下、

進上 御奉行所

文保二年七月三日 蔵禪

「一見了」(北条時敦) (花押)「

(貼紙)「武蔵守貞顕」

7 六波羅御教書

元亨四(一三三四)年八月二五日

(付箋)「かまくら代々の

ふぎやう人」

鴨河堤及大破之間、為修固」任先例所被支配用途於近」国御家人等也、彼錢内式貫」文来月十日以前可被沙汰」進也、仍執達如件、

(付箋) 「左近將監範貞」

元亨四年八月廿五日 左近將監(北条範貞)(花押)

和田修理亮殿(助家)

8 和田助家着到状

元亨四(一三三四)年一〇月三日

(付箋) 「北條」

依土岐伯耆十郎・多知見四郎(国長)二郎等事、和泉国御家人」和田修理亮助家去

月廿二日令」馳参候、以此旨可有御披露候、」恐惶謹言、

元亨四年十月三日 修理亮助家(和田)(裏花押)

進上 御奉行所

(付箋) 「左近將監範貞」

(異筆) 「一見畢(花押)」
(北条範貞)

(付箋) 「さこんのせうけん」

9 左近將監下文

嘉曆二(一三三七)年七月一六日

下 河内国金太庄

補任 公文職事

僧助真

右当職者為沙弥西蓮重代相伝之所職、而」佐渡入道遊正買得之、讓与子息正氏、以来」助真可令相伝之處、親阿同子息能職等無故」及管領、剩同心

悪党人等不隨 勅裁違背」武家下知、押妨庄家、罪責甚不輕者也、爰」助真為遊正子孫令出对相伝之証文之間、所」被補任也、然者早全知行恒例臨時公事課」役等任先例不可致懈怠之状、所仰如件、以下、

嘉曆二年七月十六日 左近將監(花押)

10 源彦王丸置文

元徳元(一二三九)年一〇月二五日

(付箋) 「かなたとの」

河内国八上郡金太・長曾祢両郷在庁職」事、伊賀孫太郎重康重代相伝之所」帶也、而依有具足要用、彼所帶於」源政弘仁所被賛(譽)分明也、任親父重康」状、限永代可被知行者也、向後雖為」子々孫々不可申違乱、仍為後日龜鏡」之状、如件、

元徳元年十月廿五日 源彦王丸(花押)

11 源政弘讓状

元徳元(一二三九)年二月二八日

河内国金太・長曾祢両郷一在庁給事」源政弘重代相伝之所職也、而依無実子令」愛若丸養子、彼所職於讓与者也、向後不可」有他妨者也、仍為後日沙汰、讓状如件、

元徳元年十二月廿八日 源政弘(花押)

12 関東御教書

正慶元(一三三二)年二月九日

(付箋) 「りやうろくはら」

大塔宮并楠木兵衛尉正」成事、為誅伐所著遣軍勢」也、去年雖発向急可進発云々、」殊以神妙引率庶子親類可」抽軍忠之状、依仰執達如件、

正慶元年十二月九日 右馬権頭(北条茂時)(花押)

相模守(北条守時)(花押)

(付箋) 「相模守平守時」

如件、

正慶二年四月廿日

(異筆) 「定兼(花押)」

資景(花押)「」

13 和田助家手負注文

正慶二(一三三三)年四月二四日

(端裏書) 「和田修理亮進 正慶二四十五」

(貼紙) 「さたかぬすけよ」

和泉国御家人和田修理亮助家□」申次助秀、於茅葉屋城四月十四日」致合戦手負注文

兜徹

若党八郎家綱

ヲトカイライタス
ム子ニイト、ム浅

(異筆) 「定兼(花押)」

資清(花押)「」

右注文之状如件、

正慶二年四月十四日

14 和田助家手負注文

正慶二(一三三三)年四月二〇日

(端裏書) 「和田修理亮進 正慶二四廿」

和泉国御家人和田修理亮助家茅破屋城」大手筋倉の下の岸を堀之時、今日四月廿日若党」新三郎・顕宗 腰骨をすこし^中右へよりて被射候了、」仍注進

15 大歌十生寄人等請文

曆心三(一三四〇)年二月九日

(端裏書) 「十生請文 より人等」

請申和泉国大歌十生長官御得分事」不申旱水損亡、毎年式拾壹貫文」十月中可令沙汰、但天下一同之大損亡之」時者、随分限可致其沙汰候、如此乍請」申候、不法懈怠之時者可被申行別」罪科候歟、於佐野中庄鶴原雜免者、不可入此請内候、仍請文之状如件、

曆心三年十一月九日 十生寄人等

貞包(花押)

清宗(花押)

助成(花押)

俊久(花押)

16 後村上天皇論旨

正平五(一三五〇)年二月七日

(端裏書) 「かまたに □ □」

(貼紙) 「右馬権頭貞顕」

参川国釜谷庄内兼清」名地頭職為勲功賞可」□^金知行者」天氣如此、悉之、以状、

正平五年十二月七日 左京権大夫（花押）
和田蔵人館（助氏）

17 山名俊行書状

正平六（一三五二）年三月二四日

（付箋）「正平六年

俊行としゆき」

此間雖令申存候、世間之「様存候て、乍思不申候、今」者御合躰候上者、蒙仰自是「可令申候、御同心候者、尤可為」本意候、抑大入物事、戰場「罷向候之間、守護方よりいそぎ」被申候之間、代官切符したゝめ「候て、諸郷保入て候、委古帳を」見候者、和田郷分半給にて候「ける、半郷符切進候、其由」御存知候者急速可有御沙汰候、「兼又国符のさ法散々式候、」乍去遺跡之躰、なんと御らん「しに御渡候者、参会仕候て、每」事申承度候、諸事期「面謁候、恐々謹言、

正平六年

三月十四日

（山名）俊行（花押）

和田殿

（ウハ書）

「正平六年卯辛三月十四日（切封墨引）

大入物の事 和田殿 俊行 「」

18 畠山国清奉書

観応元（一三五〇）年二月三日

御教書所被成下也、早「参御方被致軍忠者、」於本領者不可有相違「有殊功者可抽賞之」状、依仰執達如件、

観応元年十一月三日

左近将監（畠山国清）（花押）

和田修理亮入道殿（助家）

19 畠山国清奉書

延文五（一三六〇）年三月二〇日

（端裏書）「□□」

（付箋）「畠山」

和泉国信太神主職事、「任先例可被知行之状、依仰」執達如件、

（付箋）「畠山国清」

延文五年三月十日

（畠山国清）沙弥（花押）

和田蔵人殿（助氏）

20 細川業氏書下

延文五（一三六〇）年五月七日

（付箋）「細川感状」

参御方致忠節者、祖父「和田修理亮入道跡事知行」不可有相違之状、如件、

（付箋）「細川清氏」

延文五年五月七日

（細川業氏）（花押）

和田左近蔵人殿（助氏）

（付箋）「さいんのせうけん」

21 細川業氏書下

延文五（一三六〇）年七月二四日

24 和田愛王丸着到状（折紙）

（永仁六（一二九八）年）八月三日

（付箋）「ほそ川」

和泉国和田上條領家職半分事、「御沙汰落居之間、所預置也者、」守先例可被致其沙汰之状、如件、

和泉国御家「人和田愛王丸、依」山門蜂起事、令「馳參上候、以此旨可」有御披露候、恐惶「謹言、

（付箋）「細川清氏」

（異筆）「永仁六」

延文五年七月十四日

兵部大輔（花押）

八月十三日 愛王丸上

和田左近藏人殿

御奉行所

（押紙）「左近衛將監平宗方」

22 橋本正督書下

応安七（一三七四）年七月二一日

25 和田愛王丸着到状（折紙）

（永仁六（一二九八）年）八月三日

（付箋）「はし本」

御方被參候者、「本領知行不可有」相違之状、如件、

応安七年七月廿六日

民部大輔（花押）

（付箋）「北条」

和泉国御家人「和田愛王丸依山」門事、令參上候、「以此旨可有御披露候哉、」

和田備前守殿

恐惶謹言、

（異筆）「永仁六」

23 細川基之感状

（永享一一（一四三九）年）一〇月二九日

八月十三日

愛王丸上

（端裏書）「

はたけ山

永享十一年大和陣」

御奉行所

（北条宗宣）「承了（花押）」

（付箋）「畠山」

今度於陣中被「致忠節之条、尤以」神妙候也、

十月廿九日

（細川基之）（花押）

26 宮將軍令旨

（正平三（一三四八）年）正月六日

和田左近將監殿

（付箋）「ごんのさちうへん」

昨日合戦及難義之條、所「被驚思食也、此上弥存」忠節者、可有抽賞、先
忿「可馳參、有可被仰談之子細者、」宮將軍御気色如此、「悉之、以状、

正月六日 権左中弁（花押）

和田一族中

1 企画展により紹介できた成果の一部については、渋谷一成「中世の和
田氏と和田庄」（『美木多地域歴史資料調査概要報告書Ⅲ』、美木多地域歴
史資料調査会、二〇一七）においてその概要を記した。あわせて参照さ
れたい。

2 『国史大辞典』一三卷（吉川弘文館、一九九二）の和田文書の解説（二九〇
頁）は、「原文書の所在は不明であるが、東大史料編纂所には鹿児島県土
族和田中太所蔵の文書が影写本三冊として架蔵されている」と解説され
ている。

3 特別陳列の内容については、『堺市博物館報』一六号（堺市博物館、一九
九七）三八頁に詳しい。

4 『大阪狭山市史』第二巻史料編「古代・中世」（大阪狭山市、二〇〇二）
など。

5 前掲注四のほか、『堺市史 続編』第一卷（堺市、一九七〇）、『河内長
野市史』史料編 中世（河内長野市、一九七五）、『大阪府史』第四
卷（大阪府、一九八一）、『新修泉佐野市史』（泉佐野市）のうち、通史編
「自然と中世編」（二〇〇八）、史料編「古代・中世」（二〇〇四）、
「中世」（二〇〇五）など。このほかにも、堺市と隣接する和泉市の『和
泉市の歴史』が刊行中である。

6 飯倉晴武「畿内在地領主の一考察―和泉国和田氏の場合―」（『日本中世
の政治と史料』、吉川弘文館、二〇〇三、初出は一九六三）、河音能平
「畿内在地領主の長者職について」（『河音能平著作集』四、文理閣、二
〇一一、初出は一九七七）、丹生谷哲一「中世畿内村落における刀禰」
（『日本中世の身分と社会』、塙書房、一九九三、初出は一九八一）、小
西瑞恵「河内・和泉地域における南北朝動乱―楠木氏・和田氏を中心と
し―」（『大阪桐蔭女子大論集』二〇・二二、一九八三・一九八四）、井田
寿郎「和泉国在地領主和田氏の展開」（『地方史研究協議会編』『大都市
大阪と摂河泉』、雄山閣出版、二〇〇〇）、錦昭江「刀禰と中世村落」（校
倉書房、二〇〇二）。

7 川合康「河内金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」（『ヒストリア』
一二六、一九九〇）、堀内和明「悪党の系譜」（上・下）（『立命館文
学』五二一・五二三、一九九一・一九九二）、堀内和明「楠木一族と大
鳥庄悪党をめぐる」（『ヒストリア』一四六、一九九五）、堀内和明
「南北朝内乱における岸和田氏とその周辺」（仁木宏・大澤研一編『岸
和田古城から城下町へ』、和泉書院、二〇〇八）、堀内和明「河内金剛
寺の中世的世界」（和泉書院、二〇一二）、生駒孝臣「南朝と畿内武士
―摂津国渡辺党を事例に―」（『中世の畿内武士団と公武政権』、戎光祥
出版、二〇一四）。

8 丹生谷哲一「春日神人小考」（『日本中世の身分と社会』、塙書房、一九
九三、初出は一九八五）、網野善彦「供御人・神人の世界と近木荘」、
佐久間貴士「近木郷・近木庄の開発と村落の形成」、近藤孝敏「近木庄
の歴史と在地の動向―その成立と展開を中心にして―」（『ヒストリア』
一四四、特集「和泉国近木庄と供御人・神人」、一九九四）。

9 和泉書院、二〇〇二。（やないかずま・しぶたにかずなり／当館学芸員）

和田文書目録

巻	番号	西暦	年号	月	日	文書名	差出	宛先	法量(縦×横)	形状等	備考
1	1	1301	正安3	7	2	良意書状	良意(花押)	和田修理亮殿	33.0×49.5	折紙	鎌倉遺文20814
1	2	1330	元徳2	3	16	法橋良喜奉書	法橋良喜(花押)	金太庄書生殿	33.0×50.5		鎌倉遺文補2112
1	3	1331	元徳3	2	5	法橋良喜奉書	法橋良喜(花押)	金太庄書生殿	33.0×50.5		鎌倉遺文補2128
1	4	1331	元弘元	11	30	光嚴天皇諭旨	兵部少丞(花押)	一齋出納殿	32.5×49.8	宿紙	
1	5	1331	元弘元	12	1	伝奏奉書	散位親景	謹上 蔵人所一勞(彌)殿	33.2×50.6	宿紙	
1	6	1333	元弘3	4	28	護良親王令旨	左少将(花押)[某定恒]	和田修理亮館	32.8×50.2		
1	7	1333	元弘3	5	—	和田助家申状	和田助家	—	33.2×48.6		左少将(某定恒)による外題証判あり
1	8	1333	元弘3	12	27	後醍醐天皇諭旨	右中弁(花押)[中御門宣明]	—	33.0×48.5	宿紙	大日本史料6-1-340
1	9	1333	元弘3	12	27	和泉国宣	左近将監邦久	謹上 和田修理亮(助家)殿	31.7×49.0		大日本史料6-1-340
1	10	1334	元弘4	1	25	左兵衛尉打渡状	左兵衛尉(花押)	—	33.0×51.2		大日本史料6-1-341
1	11	1333	正慶2	4	21	北条治時感状	治時(花押)	和田中次殿	31.5×50.5	折紙	
1	12	1335	建武2	6	16	伝奏奉書	山城権守親景	謹上 蔵人所一勞(彌)殿	32.4×49.5	宿紙	大日本史料6-2-432
1	13	1335	建武2	6	16	後醍醐天皇諭旨	大内記(花押)[高倉朝任]	一齋出納殿	32.5×49.6	宿紙	大日本史料6-2-432
1	14	1338	延元3	11	18	和泉守護代大塚惟正奉書	惟正(花押)	和田修理亮入道殿(助家)	26.8×34.7	折紙	大日本史料6-5-133
1	15	1341	興国2	12	5	後村上天皇諭旨	左少弁(花押)[坊門親忠]	—	30.6×40.6	宿紙	
1	16	1349	貞和5	8	4	某袖判某義方奉書	義方	謹上 豊前左衛門少尉とのへ	31.5×47.3		袖判あり
1	17	1348	正平3	7	19	北畠親房袖判御教書	右馬権助清長奉	和田蔵人(助氏)殿	30.6×40.7		大日本史料6-11-684
1	18	1353	正平8	7	19	楠木正儀下知状	左衛門少尉(花押)[楠木正儀]	—	30.2×40.0		大阪狭山市史393
1	19	1354	正平10	2	20	後村上天皇諭旨	大藏卿(花押)	和田左衛門尉とのへ	31.8×41.9		
1	20	1359	正平15	2	5	坊門中将家御教書	左衛門尉(花押)	和田左衛門蔵人(助氏)殿	32.0×47.7	宿紙	大日本史料6-23-5
1	21	1359	正平15	3	5	楠木正近打渡状	正近(花押)	十生沙汰人中	30.3×39.3	折紙	大日本史料6-23-7、大阪狭山市史410
1	22	1373	文中2	10	14	楠木正頭書下	伊予守(花押)[楠木正頭]	和田備前守(助氏)殿	31.5×47.2		大日本史料6-38-216
1	23	1392	明德3	7	10	大内義弘書下	左京権大夫(花押)[大内義弘]	和田愛松殿	30.3×47.7		
1	24	1399	応永6	11	6	大内義弘書下	(花押)[大内義弘]	和田蔵人(助朝)殿	30.0×43.3		大日本史料7-4-180
1	25	—	—	9	8	大塚惟正書状	惟正(花押)	和田殿	30.3×43.0	折紙	
1	26	1347	(正平2)	12	12	大塚惟正書状	惟正(花押)	みきた殿	28.1×38.4	折紙	大日本史料6-11-25
1	27	1347	(正平2)	12	14	大塚惟正書状	惟正(花押)	みきた殿	28.1×37.8	折紙	大日本史料6-11-25
1	28	1353	(正平8)	7	18	目代請文	左衛門尉正幸(花押)	進上 御奉行所	28.3×39.6		
1	29	1348	正平3	1	6	北畠親房袖判御教書	木工権頭信実	和田一族御中	28.3×39.6		大日本史料6-11-331、北畠親房の袖判あり

巻	番号	西暦	年号	月	日	文書名	差出	宛先	法量(縦×横)	形状等	備考
1	30	1360	正平15	2	4	伝奉奉書	権右中弁(花押)(藤原兼頼)	刑部権大輔館	29.8×39.8	宿紙	大日本史料6-23-4
1	31	—	—	11	21	楠木正顕奉状	伊子守正顕(花押)	進上 御奉行所	31.2×47.0		
1	32	—	—	12	11	大塚惟正書状	惟正(花押)	宮里方軍勢御中	30.4×38.7	折紙	
1	33	—	—	12	11	大塚惟正書状	惟正(花押)	和田殿	30.4×38.1	折紙	
1	34	1360	正平15	2	29	刑部権大輔遵行状	刑部権大輔(花押)	清恩寺掃部助殿	27.7×37.5		大日本史料6-23-6、大阪狭山市史409
1	35	—	—	3	16	法橋良喜書状	法橋良喜(花押)	謹上 金太庄生殿	33.1×50.2		
1	36	—	—	11	3	快禪奉書	快禪奉	金太庄頼所殿	32.5×93.8	2紙	鎌倉遺文補2067
1	37	—	—	8	7	某重明遵行状	重明(花押)	田所修理亮殿、長徳将監殿	27.8×39.0	折紙	
1	38	1360	(正平15)	(2)	(4)	懸紙	勘解由次官(花押)	和田左衛門藏人館	34.1×28.8		大日本史料6-23-4所載の「後村上天皇繪旨」に関連か
2	1	1257	康元2	2	7	六波羅召文	平(花押)	和田左近将監殿	30.9×44.7		
2	2	1306	嘉元4	4	13	紀伊熊野本宮造管料米請取状	兵庫尤有尚(花押)、左衛門尉行盛(花押)	—	28.8×40.1		鎌倉遺文22607
2	3	1314	正和3	10	10	和田助家着到状	修理亮助家	進上 御奉行所	33.0×44.8		北条時教の証判あり
2	4	1314	正和3	10	12	和田助家着到状	修理亮助家	進上 御奉行所	34.2×45.9		北条貞顕の証判あり
2	5	1317	文保元	4	3	六波羅御教書	越後守(花押)(北条時教)、陸奥守(花押)(北条維貞)	和田修理亮(助家)殿	30.7×43.7		
2	6	1318	文保2	7	3	某家下文	蔵禪	—	30.9×44.7		鎌倉遺文補1990、袖判あり
2	7	1324	元亨4	8	25	六波羅御教書	左近将監(花押)(北条範貞)	和田修理亮殿	28.8×40.1		鎌倉遺文28806参照
2	8	1324	元亨4	10	3	和田助家着到状	修理亮助家(裏花押)	進上 御奉行所	33.0×44.8		北条範貞の証判あり
2	9	1327	嘉暦2	7	16	左近将監下文	左近将監(花押)	—	32.9×50.8		鎌倉遺文補2075
2	10	1329	元徳元	10	25	源彦王丸置文	源彦王丸(花押)	—	29.4×41.8		鎌倉遺文補2098
2	11	1329	元徳元	12	28	源政弘讓状	源政弘(花押)	—	31.4×41.0		鎌倉遺文補2101
2	12	1332	正慶元	12	9	関東御教書	相護守(花押)(北条守時)、右馬權頭(花押)(北条茂時)	—	32.4×43.7		
2	13	1333	正慶2	4	14	和田助家手負注文	和田修理亮助家	—	30.4×42.0		定兼・資景の証判あり
2	14	1333	正慶2	4	20	和田助家手負注文	和田修理亮助家	—	31.3×40.9		定兼・資景の証判あり
2	15	1340	暦応3	11	9	大歌十生寄人等請文	十生寄人等 貞包(花押)、浦宗(花押)、敏成(花押)、俊久(花押)	—	28.7×42.3		
2	16	1350	正平5	12	7	後村上天皇繪旨	左京権大夫(花押)	和田藏人(助氏)館	30.1×41.1		
2	17	1351	正平6	3	14	某俊行書状	〔山名〕俊行(花押)	和田殿	31.6×82.2	2紙	大日本史料6-14-714
2	18	1350	観応元	11	3	畠山国清奉書	左近将監(花押)(畠山国清)	和田修理亮入道(助家)殿	31.8×42.9		大日本史料6-14-4
2	19	1360	延文5	3	10	畠山国清奉書	沙弥(花押)(畠山国清)	和田藏人(助氏)殿	31.5×48.1		大日本史料6-23-58
2	20	1360	延文5	5	7	細川業氏書下	(花押)(細川業氏)	和田左近藏人(助氏)殿	30.9×49.5		大日本史料6-23-122
2	21	1360	延文5	7	14	細川業氏書下	兵部大輔(花押)(細川業氏)	和田左近藏人(助氏)殿	31.5×49.1		大日本史料6-23-210
2	22	1374	応安7	7	26	橋本正督書下	民部大輔(花押)(橋本正督)	和田備前守(助氏)殿	30.6×46.6		大阪狭山市史440

巻	番号	西暦	年号	月	日	文書名	差出	宛先	法量(縦×横)	形状等	備考
2	23	1439	永享11	10	29	細川基之感状	(花押)〔細川基之〕	和田左近将監殿	28.6×45.6		
2	24	1298	(永仁6)	8	13	和田愛王丸着到状	愛王丸上	御奉行所	34.0×49.9	折紙	北条宗方の証判あり
2	25	1298	(永仁6)	8	13	和田愛王丸着到状	愛王丸上	御奉行所	34.1×48.8	折紙	北条宗宣の証判あり、鎌倉遺文19766
2	26	1348	(正平3)	1	6	宮将軍令旨	権左中弁(花押)	和田一族中	27.9×39.6		大日本史料6-11-331
3	1	1196	建久7	11	7	前右大将家政所下文案	别当兵庫頭中原朝臣他	和泉国御家人等	29.5×53.7	3-2と合わせ2紙	鎌倉遺文881
3	2	1209	承元3	6	16	関東下知状案	書博士中原朝臣他	和泉国御家人等	(29.5×53.7)	3-1と合わせ2紙	鎌倉遺文1794
3	3	1258	正嘉2	3	20	和泉国御家人着到状案	—	—	29.4×79.5	2紙	鎌倉遺文8201
3	4	1272	文永9	10	6	和泉国御家人大番役着到状案	中原俊成、守護	当国上方御家人御中	29.2×102.5	3紙	鎌倉遺文11115
3	5	1294	永仁2	11	7	沙弥性蓮処分状	沙弥性蓮(花押)〔和田清遠〕	—	31.3×216.2	5紙	鎌倉遺文18691
3	6	1294	永仁2	11	7	沙弥性蓮処分状	沙弥性蓮(和田清遠)	—	30.5×195.3	5紙	
3	7	1323	元亨3	9	18	金田重康借請状	重康(花押)	—	30.1×41.7		鎌倉遺文28528
3	8	1333	元弘3	11	—	和田助康申状案	和田亮太郎助康	—	33.4×50.7	2紙	大日本史料6-1-299、大阪狭山市史341
3	9	1350	正平5	11	—	和田正目目安案	和田修理亮正目	—	29.9×76.4	2紙	大日本史料6-14-66
3	10	1352	正平7	12	—	和田助氏重申状案	和田蔵人助氏	—	32.0×69.9	2紙	大阪狭山市史392
3	11	1352	正平7	12	—	和田助氏重申状案	和田蔵人助氏	—	31.5×82.3	2紙、總目裏花押	
3	12	1354	正平9	3	—	古市憲康申状	古市伊賀三郎左衛門尉憲康	—	32.0×93.2		大日本史料6-18-772、大阪狭山市史395
3	13	1370	正平25	3	—	和田助氏申状案	和田左衛門蔵人助氏	—	30.6×48.4		大日本史料6-32-64
3	14	1461	寛正2	10	24	和田盛助処分状	大中臣盛助(花押)	—	30.9×120.1	3紙、總目裏花押	
3	15	—	—	—	—	沙弥正目処分状	沙弥正目(和田助家)	—	31.7×79.0	2紙、後欠力	大日本史料6-14-68
3	16	1333	正慶2	—	—	和田助康目安案	和田修理亮助家代子息助康	—	39.2×79.4		大阪狭山市史342
4	1	1360	延文5	4	28	細川業氏書下	(花押)〔細川業氏〕	和田左近蔵人(助氏)殿	15.9×17.0	包紙あり	大日本史料6-23-122
4	2	1467	(永仁元)	6	11	細川常繁(頼久)書状	常繁(花押)〔細川頼久〕	和田備前守(盛助)殿へ	19.2×46.6	包紙あり	
4	3	1467	(永仁元)	7	20	細川常繁(頼久)書状	常繁(花押)〔細川頼久〕	和田備前守〔盛助〕殿	19.6×44.1	包紙あり	大日本史料8-1-332
4	4	—	—	6	17	細川常泰(持久)書状	常泰(花押)〔細川持久〕	和田筑後守とのへ	16.2×25.0	包紙あり	
4	5	1469	(文明元)	6	12	細川持久感状	持久(花押)	和田左近将監(助直)とのへ	17.1×44.4	包紙あり	
4	6	—	—	6	27	細川持久感状	持久(花押)	和田左近将監(助直)殿	15.1×23.0	包紙あり	
4	7	1477	(文明9)	10	3	細川持久感状	持久(花押)	和田左近将監(助直)殿	14.1×21.0	包紙あり	大日本史料8-9-759
4	8	1477	(文明9)	10	4	細川政国感状	政国(花押)	和田左近将監(助直)殿	15.3×20.0	包紙あり	大日本史料8-9-760
4	9	1469	(永仁3)	4	25	細川九郎感状	九郎	和田左近将監(助直)殿	15.5×23.0	包紙あり	大日本史料8-2-753、大阪狭山市史507
4	10	—	—	3	16	細川基経感状	基経(花押)	和田又八(助秀)殿	15.9×22.2	包紙あり	
4	11	—	—	10	20	細川基経感状	基経(花押)	和田又八(助秀)殿	16.8×47.8	包紙あり	

巻	番号	西暦	年号	月	日	文書名	差出	宛先	法量(縦×横)	形状等	備考
4	12	1485	(文明17)	10	20	細川基経感状	基経(花押)	和田又八(助秀)とのへ	16.3×24.5	包紙あり	
4	13	—	—	10	30	細川常泰(持久)書状	常泰(花押)	和田又八(助秀)とのへ	16.0×29.4	包紙あり	
4	14	1477	(文明9)	10	9	細川持久感状	持久(花押)	和田次郎左衛門尉(助幸)殿	14.4×20.9	包紙あり	大日本史料8-9-749
4	15	1485	(文明17)	10	20	細川基経感状	基経(花押)	和田次郎左衛門尉(助幸)殿	16.3×24.9	包紙あり	
4	16	1543	(天文12)	2	22	畠山種長感状	種長(花押)	和田太郎次郎(助高)殿	14.7×49.6	包紙あり	大阪狭山市史687
4	17	1518	(永正15)	9	11	林堂山樹書状	山樹(花押)	和田太郎次郎(助高)殿御宿所	15.4×39.7	包紙あり	
4	18	—	—	10	13	細川清(氏綱)感状	清(花押)	和田太郎次郎(助高)とのへ	17.3×49.6	包紙あり	
4	19	1524	(大永4)	11	2	細川晴宣感状	晴宣(花押)	和田宮千代(助守)とのへ	13.4×23.9	包紙あり	
4	20	—	—	10	20	細川清(氏綱)感状	清(花押)	和田雅楽助[助守]殿	18.3×49.4	包紙あり	
5	1	1320	(元応2)	—	—	金太助康申状案	金太伊賀孫太郎重康養子助康	—	32.6×49.4		大阪狭山市史321
5	2	—	—	—	—	金太氏・和田氏系図	—	—	32.6×51.0		大阪狭山市史322
5	3	1240	延応2	5	22	関東下知状案	前武藏守平[北条泰時]	—	32.8×43.0		鎌倉遺文5575
5	4	1240	延応2	6	13	六波羅施行状案	相模守平[北条重時]	—	32.2×43.9		5号とともに1紙に書く。鎌倉遺文5590
5	5	1272	文永9	4	29	大宅某遵行状案	大宅	長井八郎三郎入道殿			4号とともに1紙に書く。鎌倉遺文11019
5	6	1325	正中2	3	15	源重康置文案	源重康	—	32.0×88.0		7号と合わせて2紙に書く。鎌倉遺文29046
5	7	1329	元徳元	12	28	源彦王丸置文案	源彦王丸	—			6号と合わせて2紙に書く。鎌倉遺文補2102.大阪狭山市史925
6	—	—	—	—	—	中家系図	—	—	31.8×577.2	13紙	続群書類従第7輯下
6	紙背1	1338	延元3	10	—	高木遠盛軍忠状案	高木遠盛	—	31.8×124.2	(3紙)	大日本史料6-4-273.大阪狭山市史359
6	紙背2	1333	元弘3カ	—	—	三木俊連等申状案	三木俊連	—	31.8×79.9	(2紙)	
6	紙背3	—	—	—	—	三木氏系図	—	—	32.1×49.3		
6	紙背4	1337	延元2	8	—	岸和田快智軍忠状案	岸和田快智	—	32.2×49.6		大日本史料6-4-194
6	紙背5	1337	延元2	8	—	岸和田定智軍忠状案	岸和田定智	—	32.2×46.8		大日本史料6-4-195
6	紙背6	1337	延元2	8	—	岸和田治氏軍忠状案	岸和田治氏	—	32.2×48.8		大日本史料6-4-197
6	紙背7	1337	延元2	11	—	岸和田定智軍忠状案	岸和田定智	—	32.2×44.5		大日本史料6-4-279.大阪狭山市史360
6	紙背8	1337	延元2	11	—	岸和田治氏軍忠状案	岸和田治氏	—	31.8×45.4		大日本史料6-4-280.大阪狭山市史361
6	紙背9	1337	延元2	3	—	岸和田治氏軍忠状案	岸和田治氏	—	32.2×97.5	(2紙)	大日本史料6-3-416.大阪狭山市史353
7	—	—	—	—	—	中家系図	—	—	29.5×114.5	4紙	
8	—	—	—	—	—	中家系図	—	—	18.2×538.7	10紙	続群書類従第7輯下
掛幅	1	1360	正平15	2	3	坊門中将家御教書	左衛門尉奉(花押)[楠木正儀]	謹上和田左衛門藏人殿	31.8×41.0		題箋部分31.8×1.8
掛幅	2	1467	応仁元	11	26	細川持久書状	持久(花押)	和田備前守殿	16.0×42.0		包紙部分16.0×2.3

【備考の記載について】・活字化されている文書とその複製刊行物との対応関係を記した。『鎌倉遺文』および『大阪狭山市史』については文書番号を、『大日本史料』については、編・巻・頁の順に記した。
・そのほか、文書に付随することで参考となると考えられる事項を付記した。

堺出土の緑灰釉四耳壺

— 利休所持茶壺「橋立」に関連して —

白 神 典 之

一、はじめに

千利休生誕の地たる堺は、現在、周知の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡となり「堺環濠都市遺跡」と呼ばれている。当該遺跡の調査はこれまで四〇年以上にわたり行われており、調査は延一〇〇〇地点に及ぶとも言われる。

千利休存命中の時代、あるいはその前後の時代の地層からは、なるほど茶道具の出土が顕著である。この遺跡では、堺の町に火事が多かったことや地盤となる土地の土壌の性質などから、水分の多い地層を除いて有機質の素材のものは残りにくいため、出土品はいきおい陶磁器類が主体となり、他には金属類、石類などの無機質のものが中心となる。

出土品の中にはいわゆる茶道具と考えてもよさそうなものが含まれている。茶道具であったのかどうか。すなわち茶道具として使用されたものかどうかは、使用痕、残存物の分析などがなければあくまでも推定に留まる。また、見立ての見地も重要であろうと思われる。本稿ではその形状を重視のうえ茶道具として使用された可能性のある陶磁器類の一群を取り上げて検討したいと思う。

茶道具としては、陶磁器類の形状から茶碗、茶入、水指、茶壺といった種類が認められる。本稿ではとくに茶壺の可能性のある出土品について若干の考察を加え、優品と考えてよい一群のあることを提示し評価したい。

二、堺環濠都市遺跡出土の緑灰釉四耳壺

筆者はかつて堺環濠都市遺跡出土の茶道具に関して、「堺の『茶の湯』に関する若干の検討」と題して茶入、茶碗、茶壺について、若干の考察を試み

たことがある(註¹)。ここでは、茶壺を六群に分類し若干の考察を試み、特に三群と命名したものについて以下のような解説を付した。

「今回取り上げる茶壺はそのなかで三群としたものである。三群は頸から肩へのくびれ部分に小さな凸帯のあるのが大きな特徴である。釉薬は、緑灰色系の失透釉で、比較的薄く掛けられている。体部には焼成時にできた窪みが目立つこともまたこの種の特徴である。伝世品における「橋立」、「慶雲」などやや小型の四耳壺に類似するものである。」

右に紹介した種類の四耳壺の堺環濠都市遺跡からの出土例は、当時は二例であったが、その後一例増えて現在三例となっている。釉の色調から緑灰釉と呼ぶこととする。以下、それぞれについて見てみよう。

①SKT二〇二出土品(註²)

出土地点は、堺市堺区車之町西一丁である。第二次生活面の博列建物SB〇四から出土したものである。報告書掲載図面では器高三三センチメートル、口径九・八センチメートル、底径一二・六センチメートルであるが、器高は三〇センチメートル程度になろう。

報告では褐釉となっているが、暗緑灰色の釉である。火を受けたようで、表面が二次的に焼けて肌が荒れている。体部に特徴的な窪みがある。

内面の最大径部分よりも下は斜め方向に軽くヘラケズリしている。外面下部に轆轤による成形痕らしきものは認めるものの、強い轆轤成形とは認められない。頸部より上は轆轤の回転が強い中で整形されているようで均整の取れた仕上がりである。タタキ成形の痕跡は特に認められない。外面の肩部から頸部へかけてのくびれ部分に沈線に挟まれた突帯を形成している。外面下半部の露胎の箇所は轆轤痕のような凹凸がわずかに認められるものの、表面には明瞭な轆轤ナデ痕は認められない。底部は緩やかな上げ底となつて、接地面をなさない。外面には透明感のない暗緑灰色の釉薬を分割施釉しているが部分的に釉が厚くなつており、筋状に垂れている箇所がある。露胎部の長さは推定一〇センチメートルである。肩部の上方寄りの推定四か所に薄い耳を付ける。

② SKT八七四出土品(註3)

出土地点は、堺市堺区熊野町西一丁である。埋甕四一六から出土したものである。突帯までの高さ二七センチメートル、底径は報告では一六センチメートルであるが、実際は一二センチメートル程度となろう。頸部からは失われている。火を受けたようで、表面の二次的被熱により肌が荒れている。また、体部には特徴的な窪みがある。

内面の大半の部分は不定方向にナデており、轆轤成形でないことがわかる。内面のナデは弱く、器壁を減じるまでには至っていない。全体的に厚みのある器壁である。タタキ成形の痕跡は特に認められない。外面の肩部から頸部へかけてのくびれ部分に沈線に挟まれた突帯を形成している。外面下半部の露胎の箇所は水分の多い生地を扱ったのか、あるいは水分を多く含ませた道具を用いて調整が行われたことを示すような言わなければシボ状の皺のような痕跡が顕著に残っている(四〇頁写真)。外面には透明感のない暗緑灰色の釉薬を薄く分割施釉している。露胎部の長さは一〇・九〜一四センチメートルである。肩部の上方寄りの推定四か所に薄い耳を付ける。

③ SKT一〇九四出土品(註4)

出土地点は、堺市堺区神明町西一丁である。第一次焼土内出土として、報告文には「第一五図一一一〇は、中国製の陶磁器類である。一は、四耳壺と思われる。内面にケズリ調整を施し、器壁を非常に薄く仕上げている。体部内面には、粘土紐の継ぎ目痕が認められる。」と記す。

改めて壺を観察すると、胴部の張り出す器形の四耳壺で、胴部最大径はほぼ中位と思われる。底部は報告には図示されていないが、一部が現存しており今回作図のうえ掲載した(三九頁)。

調整の特徴を製作順に整理すると次のようになる。底部は中央部を上げ底に作り、底面は輪状に接地する。底部に続いて体部の下半部をおそらく粘土紐を巻き上げて成形した後、若干の乾燥を経て内面を横方向にへう削りし器壁を薄く仕上げる。この削りは他の二点に比べて強く施されており、本品のみかなり薄く仕上がっている。ここから上部へ積み上げた粘土の継ぎ目痕は

明瞭である。体部上半はおそらく粘土紐を巻き上げて成形し、頸部に向けて絞りを加えて狭めながら頸部と口縁部を成形する。頸部より上は強い轆轤の回転で整形されているようでシャープな仕上がりである。タタキ成形の痕跡は特に認められない。外面の肩部から頸部へかけてのくびれ部分に沈線に挟まれた突帯を形成している。外面下半部の露胎の箇所は水分の多い生地を扱ったのか、あるいは水分を多く含ませた道具を用いて調整が行われたことを示すような言わなければシボ状の皺のような痕跡が残っている(四〇頁写真)。胎土中には白色礫が含まれ一部吹き出し状になっている。外面にはやや透明感のある濃緑色の釉薬を分割施釉する。釉は部分的に厚くなつて筋状に垂れている箇所がある。露胎部の長さは推定で九センチメートル程度である。肩部の上方寄りの推定四か所に薄い耳を付ける。残存器高一九センチメートル、推定器高二八センチメートルである。

以上、三点の壺に共通する特徴は、全体の器形と頸部くびれ部の突帯及び沈線、口縁の作り、耳の形状、釉の調子などである。特に露胎部分の肌の調子、すなわち轆轤調整が明瞭でなく中にはシボ状の皺のような痕跡がある。また器壁は上半部が厚く下半部が薄い傾向がある。三点の器高はおよそ二八〜三〇センチメートルを測り茶壺の中では小型である。

また、三点が出土した所は堺環濠都市遺跡の北西区画の南部寄り、すなわち町を大きく南北に分かつ大小路の北側、かつ町を大きく東西に分かつ大道の西側にあたる地域の南部寄りであることがわかる。集中して出土していることは偶然の一致かもしれないが、この地域は町の中心に近い海側であり、最上層とは言えないまでも有力町人層の居住地域と見てよい。出土層位は何れも慶長二〇年(一六一五)の焼土に伴うものであり、壺の下限年代を知ることができる。

なお、この三点に類似する国産の壺が一点出土しているので参考として紹介する。出土地点は、SKT三一九堺市堺区甲斐町東一丁である(註5)。出土層位は一八世紀と考えられる第二次掘削時に出土している。報告では瀬戸・美濃とされる。四耳壺であるが肩部と胴部のみである。全体の成形には轆轤の使用が顕著で、全体に器壁は七ミリメートル程度と厚みがある。ややずんぐりした鉄釉を掛けた耳と本体部分の緑色の灰釉が特徴的である。露胎の調子が先の資料とよく似たもので、細部にこだわった写しと言えよう。

三、利休所持茶壺「橋立」について

利休所持の茶壺「橋立」（本壺・渡壺）の記録は、『今井宗久茶湯日記抜書』、『秀吉於大坂御唐物揃之事』、千利休書状『二十六日 芝監物あて』、『山上宗二記』、『宗湛日記』、千利休書状『橋立の文（聚光院宛） 二月四日付』、千利休書状『橋立の文（聚光院宛） 二月五日付』などにみえる。

●『今井宗久茶湯日記抜書』（天正五年十月三十日）（註6）

同十月晦日朝 宗易会 宗久 宗無 宗及 宗瓦
一イロリ 大釜 五トク
一床ニ桃シリ無モン、長盆ニ居テ、梅生テ、
手水ノ間ニトリテ、

一床 橋立ノ大ツホアミカケテ、茶入 シリフクラ イセ天目 黒タイ
参考として、『宗及他會記』（天正五年十月三十日）（註7）の同日の茶會記を掲げる。銘の記載はないが、大壺が登場する。

同十月晦日朝 千宗易会 人数 宗久 宗無 宗及 宗瓦
炉ニことく 大かま つるへ ひさこおきて、 手水間ニ、
床ニむもんの桃しり、梅いけて、長盆ニ、始より、
伊勢天目、黒台 薄茶 かうらい茶わん
床ニ大つほ、あミかけて、花いけのけて、

●『秀吉於大坂御唐物揃之事』（天正十一年九月十六日）（註8）

次ノ御なんとの間八帖敷かさりの事
大壺
宗及 宗安 秀吉様 荒木道くん
一無名 一九重 一松花 一兵庫壺

秀吉様 同御壺 宗易 秀吉様

一四十石 一公方壺 一はし立 一すて子

法印 秀吉様 大坂ノ坊主 ゆうちやうの宗三

一小天狗 一荒身 一さわひめ 一虎申

以上壺数十貳

右ノ渡し同十二

●『宗湛日記』（天正十五年六月十四日）（註9）

天正十五年六月十四日昼 箱崎トウロ堂ニテ、
一利休老 御会 宗湛、宗室、宗仁
（略）

此茶ハ、ハシタテノ壺ヲヒカセ候ト被仰、利休御手前也、

●千利休書状『二十六日 芝監物あて』（天正十三年から十八年）（註10）

尚々明朝可申候く
以上

御状見申候古織

昨日御城にて申候へ共

唯今又申遣候

瀬掃貴公御兩人

内々一服申度候と

存候に無音ニ成申候

かならず明朝にて候

今朝より筑公御

とも申やうく今

帰申候明朝ハ御望の

はし立の壺を

懸御目候く皆

期面上候 恐惶かしく

廿六日 宗易(花押)

〈封〉 利休

芝監物殿 易

●『山上宗二記』(天正十六年から十八年か) (註11)

大壺ノ次第

(略)

一橋立

此壺七斤入、土クスリ、形リトモ言語ヲ絶シタリ、宗易所持ス、名人ノ宗易所持ナレハ、茶ノ感味不及云、猶口伝トモ在リ、此壺ハ丹後国ヨリ出テ、丹後国ニ過タル名物ナレハ、橋立ト名ヲ云ト旧説在、又一説ニ、東山殿此壺被召上時ニ、文モ見玉ハズ、先壺ヲ御覧シケレバ、マタ文モミヌアマノ橋立ト云古詞ニテ、壺ノ名ヲ橋立ト付ト云説モ在リ、

●千利休書状「橋立の文(聚光院宛)」(天正十九年) (註12)

聚光院様 休

玉床下

此はし立の壺貴院へあつけ申候

御上さま御錠にて候當はんの

参候共御わたしあるましく候

わたさしなおもかけ

うつる人あらは

われにハつけよあまの

はし立

此外のこるつほ別の事

にて候 以上

二月四日 宗易(花押)

●千利休書状「橋立の文(聚光院宛)」(天正十九年) (註13)

此つほあつけ申候われくかはん

にて御さなく候ハ、しせん取ニ参候共

御わたしなさるましく候一日のつほ

三つその分にて御さ候 以上

二月五日 利休(花押)

よこ雲のかすみわたれる

むらさきのふみ

とろろかす

あまのはしたて

《封》聚光院様 利

玉床下

徳川義宣氏の『茶壺』に記す「橋立」の概略(註14)は左記のとおりである。

橋立茶壺(褐釉四耳壺) 唐物

総高二三・六糎 土は黄土色の強い灰白色で、細かな黒い粒と細かな長石を含み、鉄分が多い。釉薬は、露胎部五・五、一糎を残して白濁した黄褐

釉が刷毛がけされ、頸部に黒褐釉が溜り、肩から胴へ縄暖簾状を呈して褐釉が流れかかる。気泡は少く貫入あり。長石は溶けずに肌白点を生ずる。紐造り。上部叩き。特記として、「橋立茶壺」として伝来しているが、橋立の本壺ではなく、橋立渡壺であると解される。

また、五島美術館の『山上宗二記 天正十四年の眼』では以下の解説(註15)がある。『山上宗二記』記載の四四点の大壺(葉茶壺)の掲出順は、はじめの一番目までが天下人と大名のものであった。一二番目以下に町衆の所持する大壺が登場し、その最初が千利休の所持する「橋立」であって、いかに重要なものであったかがうかがわれる。『山上宗二記』は、「名人ノ一世所持ノ壺」「ナリ(形)・土葉何モ言語ヲ絶シ候」と絶賛する。また七斤(約四・二キログラム)入と容量を示すが、本作品は著名な大壺に必ず添っている同じ釉と土味の「渡壺(わたしつぼ)」の貴重な例。

前記二書の写真図版及び本書掲載写真等からも先に示された特徴がよく観察できる。作り、全体の形状、頸部の突帯、胎土中の白色礫の吹き出し、釉薬などに特徴を認めることができよう。

「橋立」の本壺は、最終的に秀吉から前田利長に伝わったが、金沢で焼失したといわれる(註16)。

四、「渡壺」について

渡壺については、前掲した天正十一年九月十六日の『秀吉於大坂御唐物揃之事』が参考になる(註17)。

次ノ御なんとの間八帖敷かさりの事

大壺

宗及 宗安

一無名

一九重

一松花

一兵庫壺

秀吉様

荒木道くん

秀吉様

同御壺

宗易

秀吉様

一四十石

一公方壺

一はし立

一すて子

法印

秀吉様

大坂ノ坊主

ゆうちやうの宗三

一小天狗 一荒身 一さわひめ 一虎申

以上壺数十貳

右ノ渡し同十二

また、『古伝書』には以下の記載がある(註18)。

聞書

一葉茶つほの比の事

一本つほの比、五きん、六きん、七きんまでも、よきころにて候、

一わたしの比の事

四きん、三きんまではよき比にて候、

一ほんのつほに茶をつめ候事、

袋茶をみこしの茶にてつめ候ものなり、

(中略)

一本つほのころ又わたしの比、分別八ほんつほのちや、はつ霜の時分とり
その、明春の茶の時分、ほんつほに残茶をちいさきつほに入二より、此つ
ほわたしといふ也、又、ほんのつほも、初葉をもとのことくつめ候て置、
同前可致候、幾度も此分二茶の用様、口伝、……

さらに、茶道大辞典によれば、渡壺(わたしつぼ)は「茶詰に具え、本壺の残り茶を移し入れる壺。本壺は五斤・六斤・七斤入、渡壺は本壺より小さく、四斤・三斤入までがよいと『古伝書』(習見聴諺集所収)に見える。」と簡潔に解説されている(註19)。なお、一斤は六〇〇グラムに換算され、茶葉七斤は四二〇〇グラムに相当する。

渡壺とは茶葉の詰め替え用の小振りな壺ということになるが、本壺に比してその数は多くないようである。

五、伝世茶壺の検討

伝世茶壺の研究は多くの先学によっておこなわれてきたが、なかでも徳川義宣氏の研究が特筆される(註20)。次に同氏の著書から渡来の壺一五二個体のうち、「造」の項目で轆轤の表記のない九〇個体について一覽(三八頁)を作成した。この轆轤挽きではないもののうち、釉薬、施釉法、法量、頸部の突帯などに出土資料と共通性があるとみたものは「橋立」、「慶雲」など四点を数えた。

六、比較検討とまとめにかえて

堺出土の一群の茶壺三点と「橋立」との共通点は、縲り返しになるが釉薬、施釉法、法量、頸部の突帯、成形技法などである。五で示したように多くの茶壺を大きく分類した中での一つのまとまりを共に示しているといえる。堺の茶壺の優品のひとつの群が大きく捉えた「橋立」のタイプとすることもできよう。異なる点は、まず「橋立」は小さいということがある。そのほかには「橋立」の耳の位置がやや下がった位置であること、耳の仕舞が丸みをおびていること、体部の窪み方が横に長いこと、釉薬はやや褐色がかっていることなどがあげられよう。

これらの類似点、相違点が示すものは何なのか、たとえば、製作年代や生産地を考えるうえでの情報ということが考えられる。

茶壺とされるものは形態が壺であつて、耳が基本四個あつて、釉が掛けられていてというところでは共通している。そのようななかで、既に茶壺の分類は先学によって「清香」、「蓮華王」、「真壺」の三種が定められていた。これについて徳川義宣氏は「明治以降、おそらくは昭和に至つてから、記録を軽率に解釈した者の独断に発した誤説」とされた(註21)。

分類とは種類を分けることであるが、一方で同種のものを集める作業でもある。分けたり集めたりする時に細かすぎるとまとまりを失い、大雑把であるとその集まりは無意味なものとなる。この選択に苦心するのであるが、最も大切な点であろう。時代や産地を考えるうえでの分類は今後の研究にとって大切であると考ええる。

このたびの検討で細部にわたる類似点、相違点が明らかとなった。最大の相違はその大きさである。近似した法量を示すなかにあつても「橋立」は小さく、「緑灰釉四耳壺」は大きい。それは「橋立」が渡壺であることに尽きるのであろう。

戦国時代の日本において、フランシスコザビエルをして「たくさんの商人と金持ちがいる町」(註22)と形容された堺で、当時流行の茶の湯を盛んに行つていたことは、残された茶会記あるいは遺跡の発掘調査成果などから理解することができる。

茶会記に見られる堺の人々の茶道具は後に大名物と呼ばれるものをはじめとして質量ともに他を圧倒している。くわえて、発掘調査では町の多くのところで茶道具が出土し、その普及が各層に及んでいたことを類推させてくれる。このように多くの茶道具が見られる中において、東山文化時代からの唐物茶道具は絶対量が少なく大変な貴重品であつたわけで、後世に分類される大名物はその頂点にあるものとして別格に置くとしても、唐物茶道具全般は道具の中の上級クラスに位置するものにはかならない。今回取り上げた茶壺の類もその例にもれず、茶壺そのものの全体数が本来少ない中、茶道具のなかでも特に国産品の少ない道具とも言える。そうしたなか、利休所持「橋立」に類した優品は、来歴は不明ながらも唐物として一定の価値を付すことができるもので、特筆すべきものといえよう。また、今は失われてしまった「橋立」の本壺を考える上においても貴重な資料群と位置付けられよう。

堺で「茶の湯」を行つた人々は、慶長二〇年段階において現在の感覚からは計り知れないほど大勢いたと考えている。それは何よりも、どこからでも出土する陶磁器製の茶道具が雄弁にそれを物語つている。数ある茶道具のなかでも特に茶碗の数は多い。茶碗の場合には朝鮮半島産に加え、国内各産地の製品がありその種類も多い。それに比べて茶壺は少ない。葉茶保管容器の考察も課題である。それは時代の流行の影響もあるのかもしれないが、見事に少ないのである。それこそ粗製の四耳壺は数多いが茶壺とするには躊躇するし、国産の四耳壺もまず見られないのである。今回取り上げたような中国南部産とみられる四耳壺の中に茶壺と見立てられるものが含まれるが、その数は多くないのである。本稿が今後、さらに茶壺への関心が高まる契機となれば幸いである。

謝辞

本稿を成すにあたり、準備段階から多くの機関と方々にお世話になりました。特に「橋立」の写真をご提供いただきました表千家不審菴をはじめとする方々にここに深謝申し上げます。

註

註1 白神二〇〇七「堺の『茶の湯』に関する若干の検討」『堺市博物館報』

第二七号 なお、一九九〇年に續伸一郎氏は堺環濠都市遺跡の貿易陶磁の分類を行った際、壺瓶類の大型品について口縁形態と胎土から分類を試みて、長胴瓶、小口瓶、短頸壺、小瓶、長頸壺、広口壺、壺、四耳付長壺、三耳壺、甕、双耳壺、などと区別して四耳壺をAからMまでに分類している。本稿で取り上げた四耳壺は四耳壺Iに分類されている。續伸一郎一九九〇「堺環濠都市遺跡出土の貿易陶磁(一)―出土陶器の分類を中心として―」『貿易陶磁研究』一〇 續伸一郎二〇〇三「堺環濠都市遺跡から出土した産地不明の貿易陶磁器―一五世紀―一七世紀初頭を中心として―」『貿易陶磁研究』二二三

註2 堺市教育委員会一九八九『堺市文化財調査報告』第四九集 第四〇

図八 図録一〇四 セ310

註3 堺市教育委員会二〇〇五『堺市埋蔵文化財調査概要報告』第一〇九冊

第一七四一〇一

註4 堺市教育委員会二〇一四『堺市埋蔵文化財調査概要報告』第一五一冊

第一五四一

註5 堺市教育委員会一九九一『堺市埋蔵文化財調査概要報告』第二二冊

第七四一一

註6 千宗室編集代表一九七七『茶道古典全集』第十卷 株式会社淡交社

二九頁

註7 千宗室編集代表一九七七『茶道古典全集』第七卷 株式会社淡交社

二六五頁

註8 徳川義宣一九八二『茶壺 研究篇 資料篇』株式会社淡交社二二〇頁

註9 千宗室編集代表一九七七『茶道古典全集』第六卷 株式会社淡交社 二二八頁

註10 小松茂美一九八五『利休の手紙』小学館 七六「二十六日 芝監物あて」三六七頁

註11 千宗室編集代表一九七七『茶道古典全集』第六卷 株式会社淡交社 五八頁

註12 五島美術館一九九五『山上宗二記 天正十四年の眼』一〇九頁

註13 五島美術館一九九五『山上宗二記 天正十四年の眼』一〇九頁

註14 徳川義宣一九八二『茶壺』株式会社淡交社 一八八頁

註15 五島美術館一九九五『山上宗二記 天正十四年の眼』四二頁

註16 徳川義宣一九八二『茶壺』株式会社淡交社 一八八頁

註17 徳川義宣一九八二『茶壺 研究篇 資料篇』株式会社淡交社 二二〇頁

註18 千宗室編集代表一九七七『茶道古典全集』第三卷 株式会社淡交社 一三四・一三五頁

註19 井口海仙ほか監修一九八〇『茶道大辞典』株式会社淡交社 九五八頁

註20 徳川義宣一九八二『茶壺』株式会社淡交社

註21 徳川義宣一九八二『茶壺 研究篇 資料篇』株式会社淡交社 一九頁

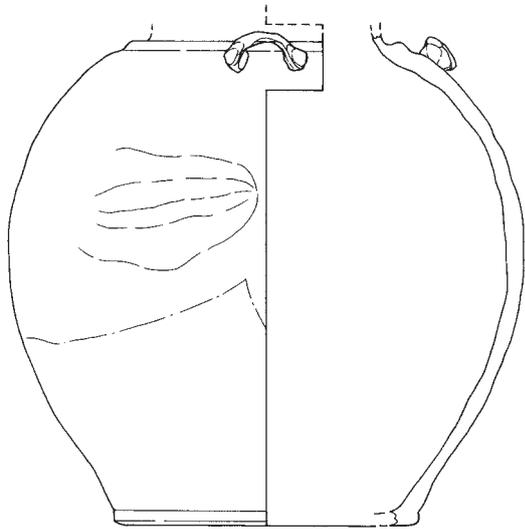
註22 河野純徳訳一九八六『聖フランシスコザビエル全書簡』平凡社 書簡第九十三 五一〇頁

(しらかみのりゆき／当館学芸課長)

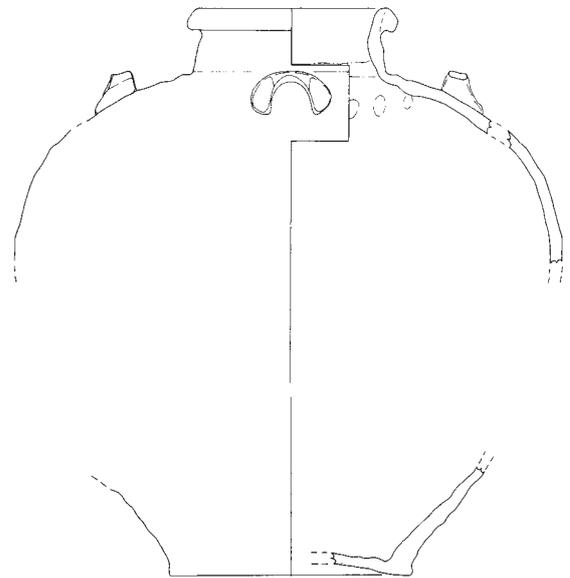
外国産で轆轤を除いた茶壺 (徳川義宣1982『茶壺』より作成)

タイプ	番号	銘	釉	耳	器高(cm)		タイプ	番号	銘	釉	耳	器高(cm)			
	1	初霜	暗褐蛇蝟	4	蓋付29.2	●	46	50	—	褐	4	40.2	◎		
2	松花	2	松花	黄	4	39.7	◎	47	蓮華王	53	—	褐蛇蝟	4	35.2	◎
3	金花	3	金花	黄	4	41.5	◎	48	蓮華王	54	—	褐	4	35.0	◎
4		4	楊柳	黄褐	4	40.2	◎	49	蓮華王	55	—	褐	4	37.8	◎
5		5	玉蟲	褐	4	40.2	◎	50	蓮華王	56	—	暗緑	4	34.9	○
6		6	白雲	褐	4	34.5	○	51		66	西湖	黄褐	4	35.7	◎
7		7	深山	褐	4	36.5	◎	52		67	杣木	緑褐	4	36.2	◎
8		8	橋姫	褐	4	31.1	○	53		68	萬代	黒褐	4	34.3	○
9		9	弾正	褐	4	38.8	◎	54	橋立	71	—	緑褐	4	渡壺22.4	◆
10		10	大般若	暗褐蛇蝟	4	40.0	◎	55	橋立	72	橋立	褐	4	渡壺23.6	◆
11		11	十五夜	黄褐	4	35.7	◎	56		73	千里	暗緑	4	渡壺19.7	◆
12		12	中川	黄褐	4	40.5	◎	57		75	頼政	黒褐	4	40.2	◎
13		13	村雨	褐	4	32.0	○	58		82	松嶋	黄褐	5	22.4	◆
14		14	四国猿	褐	4	30.9	○	59		83	曾路里	黄褐	3	29.4	●
15		15	夕立	褐	4	39.6	◎	60		97	中山	褐	4	35.7	◎
16		16	羽衣	黄褐	4	31.9	○	61		98	宮尾	黄褐	4	36.8	◎
17		17	人麿	褐	4	35.6	◎	62		99	峯山	緑褐	4	41.0	◎
18		18	判官	暗褐蛇蝟	4	31.6	○	63		100	小面	褐	4	37.2	◎
19		19	—	黄褐蛇蝟	4	37.8	◎	64		101	—	褐	4	33.5	○
20		20	—	褐	4	37.0	◎	65		102	—	暗緑褐	4	31.8	○
21		21	—	黄褐	4	36.1	◎	66		104	春の日	褐	4	32.3	○
22		22	不動	黄褐	4	蓋付38.8	◎	67		105	—	黄褐	4	33.7	○
23		23	鳴瀧	黄褐	4	36.4	◎	68		106	幡磨屋	緑褐	4	32.5	○
24		24	—	緑褐	4	33.3	○	69		107	三吉野	褐	4	31.5	○
25		25	—	暗黄褐	4	37.5	◎	70		108	—	褐	4	39.0	◎
26	黄清香	28	湯浅	黄褐	4	34.8	○	71		110	—	緑褐蛇蝟	4	31.5	○
27		31	雄嶋	褐	4	34.6	○	72		111	初瀬	褐蛇蝟	4	34.6	○
28		32	大呂寸	緑褐蛇蝟	4	39.8	◎	73		112	小三日月	暗褐蛇蝟	4	34.0	○
29		33	—	褐蛇蝟	4	30.7	○	74		113	羅生門	褐蛇蝟	4	32.8	○
30		34	安國寺	褐蛇蝟	4	33.3	○	75		114	—	緑褐蛇蝟	4	33.0	○
31		35	古加羅子	緑褐蛇蝟	4	35.8	◎	76		115	—	緑褐	4	31.3	○
32		36	九右衛門	緑褐	4	32.8	○	77		116	—	黄褐	4	32.5	○
33		37	金森	褐	4	38.3	◎	78		117	雄嶋	褐	4	30.6	○
34		38	有明	褐	4	34.3	○	79		118	—	褐	4	28.4	●
35		39	—	暗緑	4	32.5	○	80	蓮華王	119	鹽杵	黄褐	4	35.3	◎
36		40	千登勢	黄褐	4	33.8	○	81	蓮華王	120	織女	緑褐	4	36.8	◎
37		41	八代	黄褐	4	35.5	◎	82	蓮華王	121	—	褐	4	36.8	◎
38		42	雲山	黄褐	4	33.8	○	83		124	—	褐	4	28.9	●
39		43	大火口	黄褐	4	31.9	○	84	橋立	126	慶雲	褐蛇蝟	4	渡壺21.6	◆
40		44	冬寒	褐	4	37.9	◎	85		128	—	暗褐	4	26.0	●
41		45	—	緑褐蛇蝟	4	36.8	◎	86		129	三郎	緑褐蛇蝟	4	25.2	●
42		46	花真壺	褐	4	39.8	◎	87		130	寿老	暗黄褐	4	21.1	◆
43		47	黒清香	黒褐	4	38.5	◎	88	橋立	134	卯之花	暗緑褐	4	26.3	●
44		48	通圓	黒褐	4	35.7	◎	89		135	—	暗黄	4	24.7	◆
45		49	佐藤	黒褐	4	42.0	◎	90		148	—	暗褐	4	36.2	◎

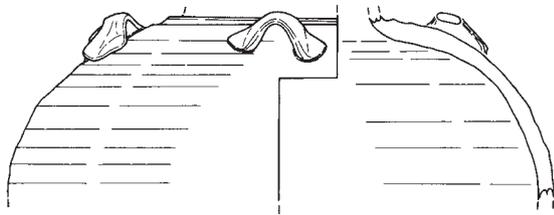
(器高25cm以下◆、同30cm以下●、同35cm以下○、同36cm以上◎)



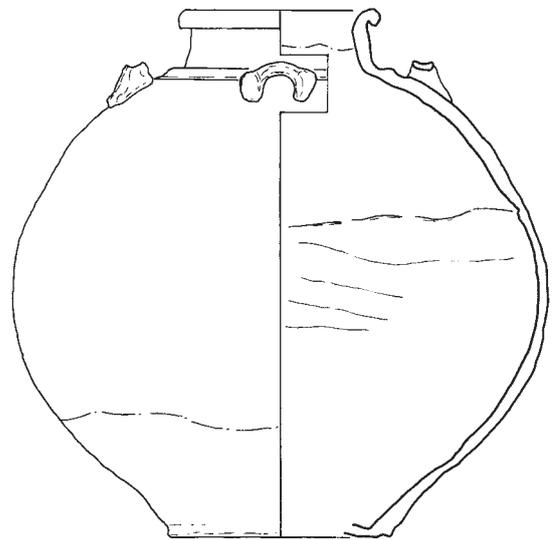
② SKT874



① SKT202



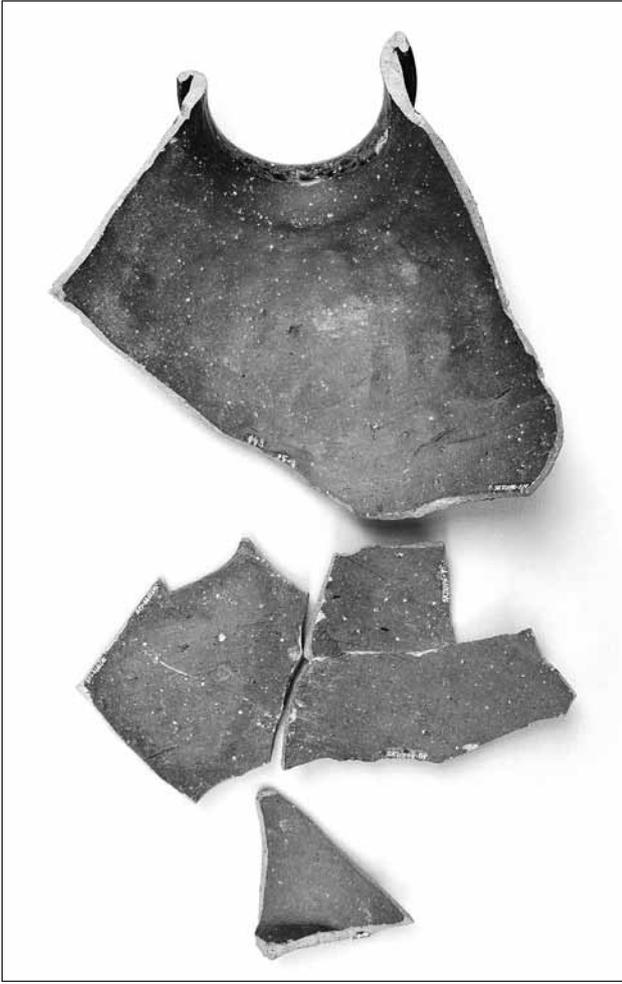
④ SKT319



③ SKT1094

(縮尺：四分の一)
 0 10cm

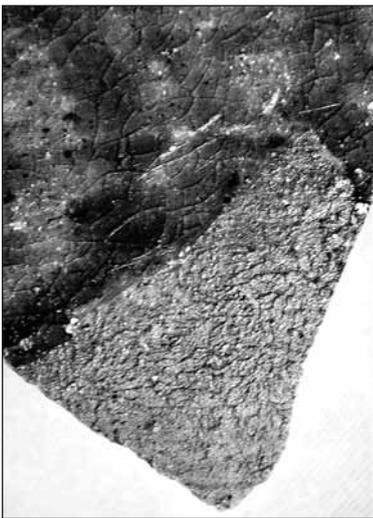
堺出土四耳壺実測図



⑥ SKT1094



⑤ SKT1094



⑨ SKT319



⑧ SKT874



⑦ SKT1094

塚出土四耳壺 写真 1



⑩塚出土四耳壺（手前からSKT874、SKT1094、SKT202）

塚出土四耳壺 写真 2

覚応寺蔵『触留帳』にみられる仁徳天皇陵古墳

橘 泉

はじめに

本稿では、当館に寄託されている覚応寺蔵『触留帳』(註1)(以下触留帳)のうち、仁徳天皇陵古墳についての記述がある部分について検討する。触留帳が発行された当時、仁徳天皇陵古墳に対してどのような見方をしていたのか、史料から探ってみることにする。

触留帳の該当部分は

写真1

○従御奉行所被仰渡候へ、大仙陵之内山へ今日

当九月中迄誰^ニも遊山^ニ参候事御赦

免との義^ニ候、当分蔵^ニと折候^而山^ニ而料

理仕候程之事ハ不苦候、多ク折候^而人々

宿囃持帰候事^ナトハ無用、并大酒之上

喧 其外船渡等我^カチ^ニ無之様^ニ諸事

互^ニ相嗜候^而慰可申、但山^ノ之いた^キ

堀切之所有之由、其溝^ノ内へハ御停

止^ニ候、右之趣一々触下へ可被申伝候、以上

二月十五日

天神

常楽寺

写真2

○大仙陵遊山之事、弥昨日従 御奉行所

被仰出通^ニ候、又夜前追^而 被仰出候ハ若

他所^ノ親類知音之者、僧俗^ニ不限客^ニ

来候をもてなし候とて、大仙陵へ誘引仕事

堅可為無用旨被 仰出候、且又当所之人々も

遊山^ニ参候事、自今九月迄之内^ニ候へハ急^{キウ}取^{トリ}

噪不参共速ヤカ^ニ社妙^ニ出候義、可為尤様^ニ被

仰出候、以上

天神

二月十六日

常楽寺

写真2の3

○大仙陵遊山之義^ニ付、今日又従 御奉行所被 仰出候ハ

中嶋^ノ仙へ越候舟之事、遊山^ニ出候銘々^ノ成程少之

舟賃^トらせ舟^ニ乗可申旨仰之、人々持参仕候

弁当提重等ハ俗人之傍も魚肉可有用意、

然者大仙陵ハ天子之御廟山^ニ而候間穢^シ申義

如何^ニ思旨候間弁当提重ハ中嶋^ニ而開キ山^ヘ

停止と被仰出 山へたはこの火繩其外何火

二而も持上り候事可為無用、其故ハ芝柴など

滋り候故、為其と被仰出候、此段各組中境内之

借や人詞堂屋敷男女も可在之間、若誰

二而モ遊山ニ大仙陵へ御出於有之ハ、右之通

堅御守可被成候、以上

天神

二月十八日

常楽寺

となる。

○奉行所より通達されたことは、大仙陵の内側の山に今日から九月まで誰でも遊山に参ることを許すことについて、適量の蕨などを採つて山で料理するぐらいのことは良いが、たくさん採つて宿へ持つて帰ることなどはしてはならない。また、大酒を飲んで、喧嘩をしたり、そのほか舟で渡るのに先を争つたりすることのないよう、お互いに心掛けるべきである。ただし、山の頂上に壕を掘つているところがあり、その溝から内へは入つてはならない。これらのことをそれぞれ申し伝えること。以上。

二月十五日 天神 常楽寺

○大仙陵への遊山について、昨日、奉行所から通達があつたこと、さらに昨夜にも追つて通達していることは、他から親類や知り合いの者が僧侶や俗人に限らず客に來たのをもてなそうとして、大仙陵へ誘つてはいけないとのことである。そしてまた、堺の人々も遊山に参ることが今より九月までのうちであるのならば、落ち着いて出かけることと仰つていゝ。以上。

二月十六日 天神 常楽寺

○大仙陵の遊山のことについて、今日また奉行所より通達があつたことには、中嶋から山へ渡る舟について、遊山に行く人々から妥当な船賃をとらせて舟に乗せるようにとのことであり、この人々が持つてくる弁当や提重などは世俗の人が魚肉を用意することがあるが、大仙陵は天子の御廟の山であるので肉食で穢すことはいかかなものかとのことなので、弁当提重は中嶋で開いて山へ持つて入ることを禁止することである。山へ煙草の

火繩やその他どんな火であつても、持つて行つてはならない。その理由は、芝柴などが繁茂しているからであるとのことである。このことは、それぞれ寺組や境内の借屋人、祠堂屋敷（寺が所有する町家）の人々もそうあるべきである。もし誰であつても遊山に大仙陵へ出る者があれば、右の通り堅く守らなければならない。以上。

二月十八日 天神 常楽寺

まず、二月十五日に出された触では、二月から九月までは、大仙陵に遊山に行くことを許している。遊山に行く際の注意点はいくつか書かれているが、遊山そのものに規制を加えるものではない。

それに対して、その翌日に出された二月十六日の触は、先日の触に規制を追加しているものである。その規制の内容が、その客人が僧侶か一般人かには関係なく客人をもてなすための遊山は禁止というものだ。

そのすぐ二日後に出された、二月十八日の触では、遊山の内容について三点の制限が出されている。一点目は、堤から墳丘に行く場合、濠を舟で渡らなければならないが、その舟について乗船賃をとるようにとする。二点目は、一般の人では持つてくる弁当などに魚肉が入っている場合があるが、大仙陵は天子の墓であるので穢れを鑑み、墳丘へは弁当を持つて行つてはならないとする。三点目は、草木が繁茂しているから煙草に限らず火を持つて入つてはならないとのことである。また、この三点については、寺に關係する人々に伝えて、守らせなければならないとのことである。

従来、これらの文書から、堺の町人が多く大仙陵に遊山に行つていたと記述するものが見られた。しかしながら、これらの触は、堺奉行所から、市中の神社であつた菅原神社（天神）、常楽寺を経て寺に關係する人々に宛てたものであり、文書だけでは、堺市中の人々がこぞつて遊山に行つていた確証にはならない。ただ、内容としては、寺關係だけではなく町の人々にも申し伝えるべき内容であるので、町人などに対しては別のルートで傳達された可能性が高いと考えられる。

また、二月十五日の触では、墳丘の頂上部分にある溝より内へは入つてはならないことが書かれているが、なぜ入つてはならないのかについての理由が書かれていないのに対し、二月十八日の触では、弁当を食べる場所を堤に

制限する理由として墳丘が天子の御廟山であるからとの記述がみられる。

ここから、当時の人々の大仙陵の見方が垣間見える。絵図の記述などでは、墳丘の頂上部（後円部の頂上部）が垣根で囲まれ、仁徳陵となつているものがある。このような記述からは、墳丘の一部分だけが御廟として神聖な場所とされているように見えるが、この奉行所からの触では、墳丘全体が御廟として神聖なものであるととらえているようにも見える（註2）。

このように江戸時代の仁徳天皇陵古墳のとらえ方・利用の仕方について解釈していくと、他の媒体から解釈されていることと、異なる点が見いだされる。今回は内容を他と丁寧に比較することはできなかったが、絵図との比較や他地域の古墳に関する記述との比較などを今後の課題としたい。

本稿中、史料の釈文および訳については、矢内一磨氏にご指導いただきました。記して感謝申し上げます。

註

註1 元禄二年（一六八九）に出された「佐久間宇右衛門様御代御公儀御触留帳」に書かれているものである。

註2 ただし、肉食と穢れが結びつくのか疑問もある。今後検討すべき点である。

参考文献

- ・堺市一九七四『堺市史』続編五卷
- ・中井正弘一九九二『仁徳陵―この巨大な謎』創元社
- ・深谷幸治二〇一五「江戸時代前期の村落による大仙陵古墳利用とその環境」『史苑』第七五巻第一号、立教大学史学会

（たしばないずみ／当館学芸員）



写真1

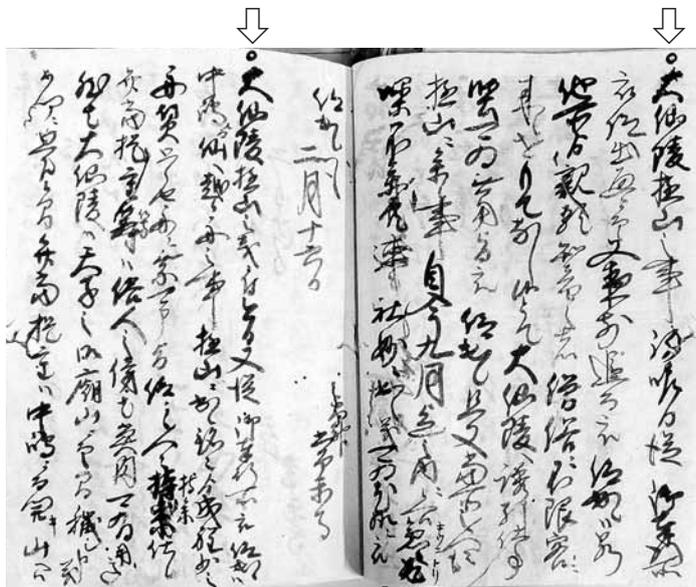


写真2

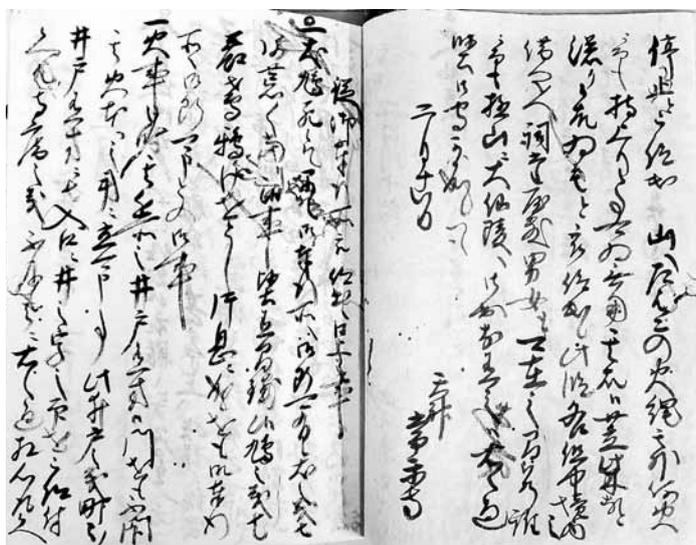


写真3

堺駿河屋―西洋づくりの与謝野晶子生家―

吉 田 豊

1、堺駿河屋の和洋折衷建築

駿河屋といえは老舗の和菓子屋であり、与謝野晶子生家である堺の駿河屋もそういった印象が強いが、堺の駿河屋は晶子の祖父・父親の代で本格的に営業を始めたもので、伏見の京町、和歌山の駿河町などにある老舗に対して、新しい出店の一つであった。

大正三年（一九一四）一月の『婦人画報』九〇号に載せた「わが家の元旦」のなかで、晶子は堺時代を振り返り、大晦日の夜十二時を過ぎて「門口を出ると軒の角には長さが三尺余りで、廻りの太い提灯が吊つてある。練羊羹、堺駿河屋と書いたのである。」と記している。ここでは「堺駿河屋」としており、本稿でもそう呼ぶことにする。

与謝野晶子は、現在の堺市堺区甲斐町の大道（だいどう・紀州街道）沿いの駿河屋で、明治十一年（一八七八）十二月に生まれ、それから三十四年六月まで（最初の数年は叔母宅だったが）、二十二年余りを堺駿河屋で過ごした。堺時代の名前は、鳳志よう。その後東京に移り、昭和十七年（一九四二）五月に没した。

明治四十二年十月の『婦人くらぶ』二巻十一号「をさなき日」で晶子は、「私は明治十一年の十二月の七日に、和泉国の堺と云ふ市街の、甲斐町の大道の角に、二階だけが西洋づくりで、土でこしらへた時計が屋根の上にあつて、下には紺のれんのか一杯吊つてある家で生まれました。私の家は駿河屋と云つて、練羊羹を重に売る菓子屋で、饅頭もこしらへて居りました。」と記している（『与謝野晶子評論著作集』第一六巻収録）。

また晶子は、『新少女』という雑誌のなかで、この駿河屋の思い出を次のようにも書いている。「西洋好の私の父は西洋から来た石版画で屏風が作らせてありました。…私の父はまた色硝子をいろいろ交ぜた障子を造つて縁へ

はめました。廊下にもはめました。欄間もそれにしました。一家の者が開閉の重い不便さを訴えるので、父は仕方なしにそれを浜の道具蔵へしまわせてしまいました。けれど欄間だけは長く其儘でした。」（同誌大正四年六月号「屏風と障子」、『与謝野晶子児童文学全集』5、自伝・私の生い立ち』二〇〇七年、春陽堂書店）。晶子の父親は、西洋風の新しいものが好きな人であったことが分かる。

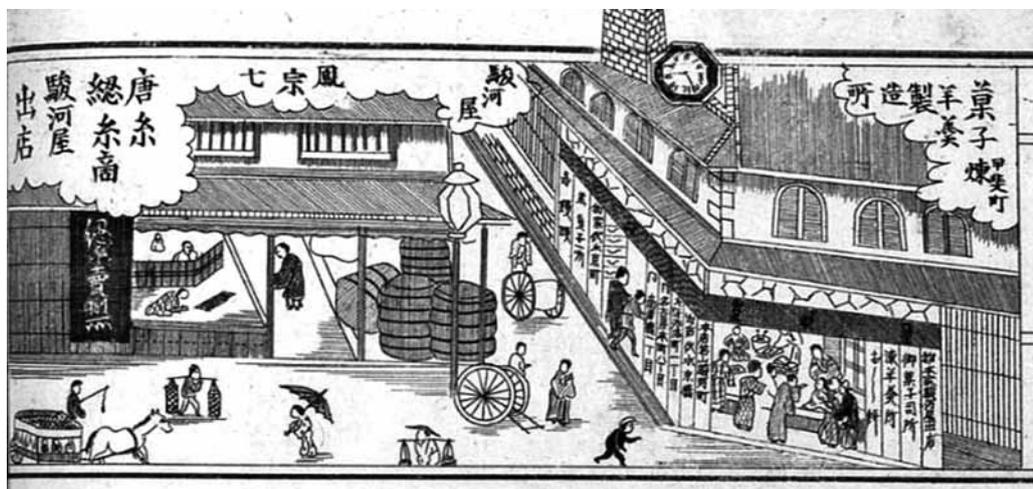


図1 堺駿河屋 明治16年

堺駿河屋には、後述のとおり通常は公共施設でしか設置しない時計塔や火の見台（櫓）があったことが分かっている。これらを設置したと思われる晶子の父親（宗七）は、堺市の市会議員などとしていたといい、長男で晶子の兄の秀太郎は欧米留学し、東京帝国大学教授として日本の電気学の権威者になるなど、かなり進歩的、西洋好きの家であったことが分かる。

晶子の生家を描いた唯一に近い図が、明治十六年（一八八三）四月の『住吉堺名所并二豪商家内記』所収の駿河屋（図1）で、晶子の堺時代、満四歳から五歳のころに書かれている。

この図を見ると、堺の駿河屋は当時の商家一般とはかなり異なっており、洋風建築だったことが分かる。その洋風な要素として注目されるの



図2 函館の金森時計店 明治18年

が、二階の洋風窓、外付けの大時計、レンガ製と思われる煙突、胴蛇腹の帯状装飾、角の隅石（コーナーストーン）の五つであろう。なお、洋風窓にはアーチ窓、縦長窓、鎧戸などがあるが、ここはアーチ形である。蛇腹には胴・軒・天井蛇腹などがあるが、ここは胴蛇腹である。隅石は、実際には石ではなく漆喰塗りのものもあつたらしい。

これらの特徴は、明治前期に、洋館を真似て日本人大工が作った擬洋風建築に見られるものの一種であるという。特に堺の駿河屋は、一階の店舗部分が和風なのに対して、二階の一部（主に外観）が洋風になっている和洋折衷家屋（店舗兼住宅）である。晶子が、「二階だけが西洋づくり」と記しているのとおりである。これらの晶子の記述および図1と、駿河屋についてよくいわれる老舗の和菓子屋といったイメージとは、ずいぶん異なるように思う。

明治期の洋館や擬洋風建築は、今でも全国各地に多少残っており保存されたりしているが、堺駿河屋のような和洋折衷建築物の現存例は少ないようである。

和洋折衷の折衷という言葉には、止むを得ずそうなった一面もあるかもしれないが、積極的に和と洋の良い部分を使おうとしている場合が多いように思われる。幕末の横浜から始まったものであるらしいが、広く擬洋風建築も含めて、横浜の他、東京や大阪にもなぜかそのような建物はほとんど残っていないようである。

堺の駿河屋のような一階表側が店舗で二階の主を外観が洋風な和洋折衷の建築が、現在でも数多く見られるのは、なぜか北海道の函館だけのようにある。市街地に四〇軒ほどあり、ほぼ全てが建築当初は店舗兼住宅として使われた町屋

だったようである。函館市公式観光情報「はこぶら」というホームページには、「函館の街並みの『華』、和洋折衷住宅の魅力」という項目があり、「上下和洋折衷住宅」として、様々な事例も掲げて詳しく解説されている。

図2は函館市内中心部の末広町にあつた金森時計店であり、明治十八年刊の『商工函館の魁』掲載図である。金森時計店は明治十一年開業ともいわれるが、明治十一年・十二年の函館大火で、この店などもある市内中心部がほぼ全焼したと思われ、この図と写真はその後のものである。

ここで注目したいのは、駿河屋と同形の二階窓、外付け時計、煙突の三つの洋風要素が共通していることである。隅石や蛇腹はここには見えないが、函館の他の和洋折衷住宅ではよく見られる。二階窓も、現存する函館の和洋折衷住宅では縦長で四角な窓が多いが、『商工函館の魁』でみる限り、明治十八年頃の函館では、堺駿河屋同様のアーチ形の方がむしろ多かった。函館と堺で、何か交流があつたのであろうか。また、このような堺駿河屋に似た家屋は、他にないのであろうか。これらについては、いまのところ不詳である。

なお函館の事例については、拙稿「和洋折衷の与謝野晶子生家」（森隆男先生退職記念論集刊行会編『住まいと人の文化』二〇一七年三月発行に掲載予定）も参照いただければ幸いである。

2、堺駿河屋の時計塔・火の見台

晶子生家の堺駿河屋は、いつ建てられたのであろう。堺店の営業は祖父（惣助・宗助）の時に始まつたらしいが、この家屋を建てたのは祖父か父か不詳である。ただ、晶子が前述の「屏風と障子」のなかで、父親が西洋好きでステンドグラス風の家具を自宅に設置していたと書いているので、この先進的かつ奇抜な建物は父親が建てたのか、あるいは祖父や伯父（宗七の兄・善六）などが建てたものを改造したのかわからぬ。史料がなく不明である。堺の郷土史家小谷方明（一九〇九〜一九九一年）は、改造としているが、根拠となる史料は示されていない（『写真集明治大正昭和・堺』国書刊行会、一九八〇年）。

堺環濠都市北部地区町なみ協議会準備会の第四回勉強会（二〇一四年二

月)において、「堺旧環濠都市の町家と町並景観」と題して講演された京都府立大学の大場修教授によると、関西では二階の高さが低いつし(ずし・厨子)二階を持つ町家が、江戸時代から明治にかけて多く建てられたという。関西以外では、早い時期に表側が高くなる総二階建てになっていったという。堺「環濠都市の北部には高い密度で町家が残るが、約半分がつし二階建てで、残り半分が総二階建て」であり、つし二階建て町家の密度が高く貴重であるという(都市計画部都市景観室作成の堺市ホームページより)。

明治前期に二階を洋風の縦長窓とした堺駿河屋は、堺でも先進的であり目立っていた町屋であった。明治十年代後半から二十年代にかけての全国各地の豪商案内記・商工便覧を見ても、堺や大坂など関西だけがほぼつし二階で虫籠窓(むしこまど)である。そういう伝統ある都市が多いのであろう。堺で駿河屋以外に二階が高いのは、堺駅近くの「堺郵便局」(明治四年開設)や海岸部の潮湯の料理旅館などだけであった。

明治五年の堺駿河屋について、「会計官御基金調達元帳」が『堺市史』六巻に掲載されている。そこに「金三拾五兩 甲斐町駿河屋善六」とある(新聞進一「駿河屋考」『短歌研究』昭和二六年一月号)。明治五年時は、晶子の父(宗七)の兄である善六が、堺駿河屋の主人であったようである。

堺駿河屋の築造年代、あるいは洋風への改装年代を推定させてくれるのが、「時計塔」についての次の論考である。

井溪明「晶子さんの時計塔―住吉堺名所并豪商案内記」にみる与謝野晶子生家の「時計」について―(『阡陵』五七号、関西大学博物館、二〇〇八年)によれば、堺駿河屋の大時計は明治九年までにファブルブランド商会から納入されたものである可能性が高いという。明治九年末ころに発行された冊子に、同商会が時計塔を設置した建物として、東京七ヶ所、横浜、三ヶ所、栃木一ヶ所、山形二ヶ所のほか、大阪には「区役所、鉄道寮、郵便局、外館江一ヶ所、泉州境江一ヶ所。」の計一八ヶ所があるという。このうちの泉州境(堺)一ヶ所が、堺駿河屋のことではないかと考えられるという。

明治十六年の堺の豪商案内記には、駿河屋の他に「宿院電信局」(電信局の誤りであろう)にも外付け時計が描かれているが、こちらは屋根の下である。晶子は、「土でこしらへた時計が屋根の上にある」と記しているが、煉瓦製ということであろうか。いずれにしろこちらの時計の方が、時計塔として

設置された大時計の可能性が高いと思われる。屋外に向けて、風雨に耐えられるように設置されていたのであろう。

図3は、明治二年(一八八八)五月の吾妻橋停車場(現在の南海本線堺駅)駅舎である(明治二八年『堺名所案内』より)。この屋上に時計があるが、堺駿河屋大時計の設置はこれよりずっと早い。

時計塔の次に、「火の見台」についてみてみたい。与謝野晶子が雑誌『新少女』の大正四年九月号に書いた「火事」のなかに、「ある夏の晩に、私は兄弟や従兄等と一所に、大屋根の上の火の見台で涼んで居ました。」とあり、また、その日の夜中に火事があり、「火の見台で兄弟や奉公人の大勢が、話し合う声のするのをたよりに、私は暗い二階を手捜りで通って火の見台へ出ました。」とある。

この火の見台はどのようなものだったのか。岸谷勢蔵が描いた二つの駿河屋の図にも、屋根の上に描かれている(図5)。また、屋根の一部と火の見台だけであるが、そこに立って月や星を見る晶子と弟壽三郎の姿が、晶子稿「火事」の挿絵として竹久夢二によって描かれている(平成二七年三月発行『さかい利晶の杜展示館案内』の裏表紙などに掲載)。

火の見台は、東日本などでは火の見櫓と呼ばれるところも多いが、消防団などが設置する公共的な施設であることが多い。前述の時計塔もそうであるが、このような施設を個人の家に設置するところに、与謝野晶子の父親の人物像が窺える。

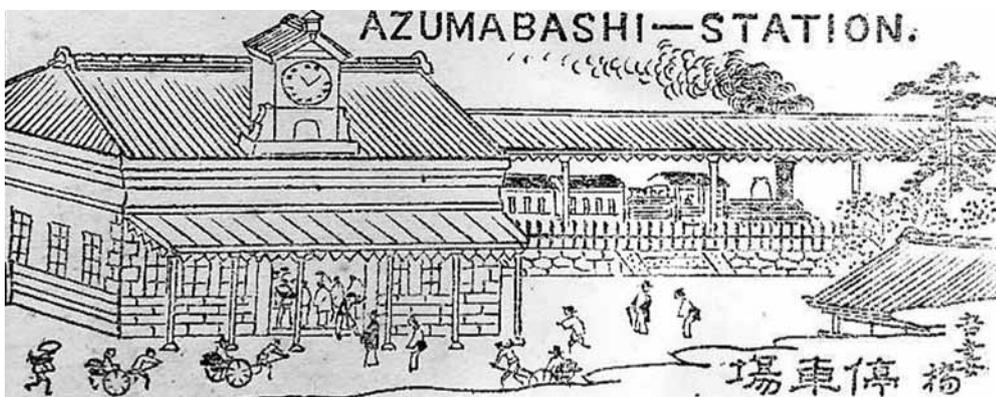


図3 吾妻橋停車場(南海本線堺駅)の時計台 明治21年

物干へ帆を見にいでし七八つの男姿のわれを思ひぬ（大正二年七月二十日大阪毎日新聞、のち『夏より秋へ』に収録）。

これは、晶子が男姿をさせられて駿河屋の帳場で働いていた歌として知られているが、ここにみえる物干と前述の火の見との関係が不詳である。ここではとりあえず、両方を兼ねており、単なる物干し台としての機能だけではなかったと推定しておきたい。

堺旧地域の中心となる南北通りは、大道（紀州街道）と山之口筋であった。また、東西通りのうち、最も賑やかだったのが大小路と宿院通りであった。その間を通っている二つの東西通りは、北側が目口筋、南側が川端筋と呼ばれ、堺の中心であった。堺駿河屋は、南側を川端筋の西の続き、東側を大道に面した角地にあり、堺の一等地であった。

堺の豪商家内記によれば、大道（紀州街道）沿いの寺地町の質商の屋根の上に「火ノ見」台が描かれており、「此の火ノ見ハ明治十年地方庁ヨリ賜フ」とある（図4）。明治十年は早い。この火の見台も駿河屋時計塔も、堺の先進的な煉瓦製造の歴史を伝えるものである。

堺駿河屋の火の見台は、豪商家内記には見えないが、奥まったところだつ



図4 堺の質商「火ノ見」 明治十年

たからとか何らかの理由で、存在はしていたが描かれなかったのか、あるいは明治十六年以降に設置されたのか、どちらかは分からない。晶子の物干の歌は、七歳八歳頃であったので、この直後くらいである。

堺の郷土画家岸谷勢蔵（一八九

九〜一九八〇年）は、堺駿河屋を少なくとも二回描いている。一つは、現在は堺商工会議所が所蔵する色紙（「晶子」生家）である（図5）。そしてもう一つが、岸谷勢蔵『堺の風物史』（社団法人堺青年会議所、昭和五〇年一〇月）所載の「駿河屋（与謝野晶子の生家）大正一〇年頃」である。両者は、描かれている範囲が少し異なるのと、細部で異なっているところがあるが、大きくは違わない。

後者には、次のような解説が付けられている。「半ば洋風を加味してあり、大屋根の南面には八角型の大時計をとりつけ、二階の窓は半卵型で観音開きの洋窓である。これは父 鳳宗七の進歩性を物語るものではつきり印象に残っている。この生家跡に立つ歌碑に 海こひし潮の遠鳴りかぞえつ、少女となりし父母の家 の一首を彫んでいるが、その海は臨海工業地帯となり、「遠のいた潮鳴り」に変わった。晶子の母が毎月一日に必ず近所の家へ「ようかん」を皿に入れて配られたが、すじ向いのわが家にも頂いた事を子供心によく覚えてる。」



図5 堺駿河屋 岸谷勢蔵画 堺商工会議所所蔵

この堺駿河屋は、阪堺電気軌道（通称・阪堺電車）が明治四十五年（一九一二）三月に、市之町（大小路）から少林寺橋（御陵前）まで南に延伸する前に、大道（紀州街道）の西側へ線路敷が拡幅されたために、レンガ造りなどで曳家移動できず、一部の建物を除き、全面的に建て替え

られた。

岸谷勢蔵の高等小学校卒業のころであった。大屋根南面の八角型の大時計と二階の半卵型の洋窓が、はつきり印象に残っていると記している。ただ、建物の細部にわたる記憶は少ないと思われ、そのあたりは『住吉堺名所并二豪商案内記』に依拠したと思われる。乗合馬車が描かれているなど、同じところが多い。タイトルに「大正一〇年頃」と添えているが、既に晶子生家の駿河屋は建て替えられて無いので、これは記憶違いであろう。乗合馬車は、この案内記に描かれた明治一五年、一六年頃が、大坂や堺など関西の都市内で最も流行った時期だったらしい。

この岸谷画では、豪商案内記が描いていない駿河屋周辺の様子が分かり貴重である。道路拡幅した大道西側以外は、第二次世界大戦の空襲までそれほど大きくは変わっていなかったと思われるし、『堺の風物史』あとがきによれば岸谷さんより十五歳前後年上の古老たちに確認したりもしていたかもしれない。豪商案内記とともに貴重な絵画資料である。

晶子が書いた小説のなかで、堺駿河屋の建て替えについて次のように記している。「旧の儘なのは奥蔵だけで、実家は皆新しい別な物になって居るのである。」「電車道のために家の前を切られたのだ」と忠三（弟壽三郎のこと）が云った。（与謝野晶子筆、小説『明るみへ』大正二年東京朝日新聞連載、大正五年出版）。

この新しい堺駿河屋も、昭和二〇年（一九四五）の第二次世界大戦の空襲で焼失した。

岸谷勢蔵の生家（木綿問屋）は堺駿河屋の筋向い（南東側）にあったが、堺市中央の道路拡幅は全て西側だけだったので、岸谷家は第二次世界大戦の空襲で焼失するまで、三階建ての大きな土蔵なども含め、ほぼ全てそのままあつたようである。

なお、この岸谷筆の駿河屋が豪商案内記と異なり、紺色の暖簾（のれん）になっていることについては、後述する。

堺駿河屋同様、明治時代初期の堺における和洋折衷の建造物としては、明治十年に堺で造られ、現在も国史跡として残っている旧堺燈台がよく知られている。この燈台建造は、堺の石工と大工、そして工部省雇いのイギリス人技師の合作によるものであつた。

3、さかい利晶の杜での駿河屋復元

堺市では、与謝野晶子を顕彰する施設を主に三回造り替えている。最初が、一九九四年十月に南海本線堺駅前ビル一六階にオープンした「与謝野晶子ギャラリー・アルフォンスミュージアムギャラリー堺」である。次が、それを移転し、市民向け美術ギャラリーを増設した「堺市立文化館」の一部門として、JR堺市駅前に二〇〇〇年にできた「与謝野晶子文芸館」である。同じ「館」という名称を使っているので誤解しやすいが、文芸館はミュージアムとともに、文化館に二つある展示室の名称であつた。

そして三回目だが、二〇一五年三月にできた「さかい利晶の杜（堺市立歴史文化にぎわいプラザ）」の一部門として、旧地域の与謝野晶子生家跡に近い市民病院跡地に文芸館を移転させた展示室「与謝野晶子記念館」である。堺市として大きな経費をかける事業であつたので、全国の晶子ファンとともに堺市民にも満足してもらえぬ施設（常設展示室）にするにはどのような内容がいいのか、担当の学芸員や監修の専門家、展示装飾業者などと共に筆者もいろいろ考えた（拙稿「堺の国際性と日本美―さかい利晶の杜展示館の企画・設計―」『堺市博物館研究報告』三五号、二〇一六年）。

晶子は、満二十二歳六か月ほどで上京し、以後六十三歳六か月ほどで昭和十七年に亡くなるまで、住まいはずっと東京であり、お墓も東京の多磨霊園にある。しかし利晶の杜は堺市立の施設であるので、堺時代の晶子をどのように紹介展示するかは大事であり、場所からいってもなにはともあれ生家の復元展示が優先された。もう一方の常設展示室である「千利休茶の湯館」を、京都と三千家の展示ではなく、堺と千利休の展示室にするために、数少ない資料を工夫したのと同様である。

そして晶子生家の表構えを実物大でほぼ復元できることになり、その方向で他の部分の展示も考えることになり、図6のとおり復元できた。堺駿河屋の復元は、さかい利晶の杜の展示全体の助言者でもある谷直樹（大阪市立名譽教授（大阪市立住まいのミュージアム・大阪くらしの今昔館館長）のチームに依頼し、設計を（有）松本正巳建築事務所、監修を谷名誉教授にしていた）だいた。

初めて復元された堺駿河屋を、利晶の杜博物館のなかでどのように位置



図6 復元堺駿河屋 平成27年

づけるかは、非常に重要であった。しかし、唯一ともいえる資料は、『住吉堺名所并二豪商案内記』の駿河屋図だけであった。

利晶の杜の開設準備で多くの仕事が集まるなか、これに関する資料をさらに収集することができなかつたのが、担当学芸員の一人として力不足であった。駿河屋ののれんについて、唯一ともいえる資料に疑義が生じるという大きな問題が完この顛末について少し記したい。

4、豪商案内記と駿河屋「のれん」

さかい利晶の杜「与謝野晶子記念館」に堺駿河屋を復元するにあたって苦心したのが、表側の周囲にかかっていたのれん（暖簾）を、白のれんで復元すべきか紺のれんかであった。

藍染は虫が嫌うから呉服屋は紺のれんを使い、菓子商は白砂糖を使うから白のれんを使うと、一般的に言われることがある。しかし、駿河屋ののれんは、通常は紺のれんが多いようである。各地の豪商案内記を見ると、大阪（図8）や名古屋の駿河屋は紺のれんのようにである。紺地は、庶民的なものとして始まり、呉服商などがまず使うようになったのは、庶民でも高級だった呉服が買えるようにという意味もあったらしい。

堺の豪商案内記の長のれんは白色に描かれている。ところが与謝野晶子は、「二階だけが西洋づくりで、土でこしらえた時計が屋根の上にあつて、下には紺ののれん一杯吊つてある家で生まれました」と書いている（明治四二年『婦人くらぶ』）。また、「舞の手を師のほめたりと紺暖簾入りて母見し日もわすれめや」（『舞姫』二六八、明治三九年刊）という短歌でも、紺暖簾としている。

では、豪商案内記の堺駿河屋の白のれんは、間違いなのだろうか。ここでは詳しく考証できないが、豪商案内記の絵は、他の商家を見ても紺と白ののれんを描き分けているようにみえる。もちろん白黒印刷であるので、紺か黒かの違いまでは分からないが、黒系と白系に描き分けられていることは確かである。同時期の他地域の豪商案内記も、ほぼ描き分けられているように見える。

この豪商案内記は、シリーズで各地で作られているが、堺の部分を編集した川崎源太郎は堺の神明町の人であるから、地元堺の巻に間違いは少ないと思う。源太郎は、画家である川崎巨泉（一八七七〜一九〇二年）の兄（『堺の文化財』一七号）とも、父（生家の記録や年齢差から）ともされる。このシリーズの発行者の所在地としては、堺が群を抜き三三冊と多く、その中心になったのが川崎源太郎であった。堺駿河屋を描いた明治十六年豪商案内記を皮切りに、明治二十四年まで三〇冊近くを確認できるという。

菅原洋一『明治期商家銅版画資料に関する歴史情報学的研究』（三重大学科研費報告書、二〇一三年）によれば、明治十年代後半には豪商案内、二十年代には商工便覧などといった書名で、全国各地で商家の銅版画を都市ごとにまとめた本が作られた。堺駿河屋を描いた『住吉堺名所并二豪商案内記』や『商工函館の魁』など、各地で合計一〇〇冊以上が作られたという。

先にみた岸谷勢蔵の駿河屋の絵であるが、岸谷が数多く描いている古代から近代にかけての堺のいろいろな場面の歴史絵巻のように、堺の豪商案内記を元にして描いたものかと以前は思っていた。しかし、その長のれんだけは豪商案内記と違って紺である。

明治三二年生まれの岸谷が、建て替え前の駿河屋を見られたのは、一二歳くらいまでであり、細部の記憶がどうなのかは微妙である。とはいえ、「みだれ髪」で鮮烈にデビューした晶子の生家がすぐ近くにあるのだから、表に

数多く付けられたのれんなどは、小学生ころの岸谷勢蔵の記憶にも残った可能性はある。

豪商案内記が書かれた明治一六年から晶子が上京する明治三四年の間のことか、晶子の記憶がはつきり残る一〇才(明治二十一年)以前あたりで、長のれんが白から紺に変わったのかも推測される。

分家することを暖簾(のれん)分けと言ひ、京都あたりでは長のれんを主家が与えたということもあつたようである。

駿河屋本店や各地の駿河屋全般としてどうかは分からないが、少なくとも堺駿河屋の場合、西洋好きの父親であり、デザイン性も重視したものであつたり、もしかすれば他にはあまり例のないものだったようにも思われる。そうなると、駿河屋通例の紺ではなく、さすが西洋好きの晶子の父親であり、白であつたという可能性もある。



図7 復元堺駿河屋の白のれん

あるいは、晶子の記述は文学的表現に過ぎないとして、岸谷勢蔵の絵も大正以降の駿河屋の記憶を明治の駿河屋に投影したものだという可能性も、もちろんゼロではない。

このように、さかい利晶の杜が開館する平成二七年三月がどんどん迫ってくるのに、肝心な復元堺駿河屋ののれんの色が決まらないという事態になった。どうしたらいいのだろうか。

図7は、利晶の杜の復元駿河屋で、六月から九月まで付けている白のれんである。俳句の季語に「夏暖簾」「麻暖簾」がある。通常は暖かく見える紺のれんであつても、夏場(六月から九月ころ)は涼しげな白のれん

へと、のれんも衣替えするのである。大坂の旧家などでは、今でもこのような季節の模様替えをしているところがあるという。しかし、このように季節に応じてのれんを付け替えるのは、大正から昭和時代に多かったようであるが、それ以前はほとんどなかったともいわれるらしい。

正確に言えば、あれは長のれんではなく、のぼり(幟)であるらしい。下も木釘などで固定するようになっていた。江戸のまちでは、これを日除けともいったようである。日除けのぼりともいうらしい。本稿では、これらも便宜的に「のれん」と呼ぶことにしたい。

薬種商の看板にも似た垂れ幕を数多く掲げているが、駿河屋では秀吉や徳川御三家の伏見・和歌山以来の伝統を、各出店は誇つたのであろうか。

なお、建て替えられた大正以降の写真の堺駿河屋は、のぼりではなくのれんであり、豪商案内記のものとは違う。

意外であるが、一般に白地ののれんの方が日焼けに強く、それを夏の三ヶ月余り用いた。とすれば、豪商案内記に描かれたのは、夏用ではないか。

旧暦六月晦日の住吉大社の夏越祭りも描かれていることなどから、豪商案内記は明治一五年夏ころの堺のまちを描いたものとも思われる。となると、夏のれんの時期である。各地の駿河屋とはあえて異なり、夏だけであつたかもしれないが爽やかな白のれんを付けたことは、西洋好きの晶子の父親の発想だつたのではないだろうか。他に妙案もなく、いまはそう考えておきたい。

豪商案内記で入口の上に、横に長く縦に短く掛かっているのは、のれんである。切れているので、水引のれんでなく、のれんであるらしい(水引のれんは、切れていない)。また、豪商案内記には見えないが、店の間と奥(居室)との間にかける「中のれん」はやや長のれんと短いのれんの中間くらいの長さの半のれんであるものが多いという。

5、伏見や和歌山の駿河屋

『住吉堺名所并ニ豪商案内記』駿河屋図の長のれんには、堺駿河屋を「物(惣) 本家駿河屋出店」とし、以下に各地の店舗を「本店若山駿河町」「出店伏水京橋」「(出店) 大阪淡路町一丁目」「同名古屋本町八丁目」「同高麗橋

一丁目」の順に掲げ、最後に「物(惣)家伏水京町」と記している。

慶応三年(一八六七)の『増補浪花買物独案内』の「淡路町駿河屋菓子店」図には、「總本家伏見京町」「本店若山駿河町」「出店京六角富小路」「同伏見京橋」「同高麗橋一丁目」「同堺甲斐町」「同名古屋本町八丁目」「同南都光明院丁」と記された長のれんがある。

明治十五年(二八八二)の『商工技芸浪華の魁』には、淡路町二丁目八百屋町角の「菓子商駿河屋」の図がある(図8)。前述の淡路町店の十五年後である。「惣本家伏見京町」「本店紀州若山駿河町」「総本家出店伏見中油掛町」「出店伏見京ばし」「同京六角富小路」「同大坂高麗鉄橋」「同大坂阿みた池東門□下東」「同尾州名古屋本町」「同泉州堺甲斐町」「同南都光明院前」と記された黒地に白字の長のれんが、左から右に描かれている。

堺区熊野町の川崎源太郎が明治二十一年に著作・発行した『尾陽商工便覧』の、名古屋本町通九丁目の駿河屋の図は、タイトルに「御菓子、欧州菓子、練羊羹製造所」として洋菓子も作っているようである。長のれんは、「城州伏見京橋本家駿河屋」ののれんが一枚だけ大きく掲げられており、以下は順番に「城州伏見京町三丁目」「紀州若山駿河町」「出店大坂高麗橋」「同大坂淡路町一丁目」と記されている。

駿河屋の始まりは、「総本家駿河屋(和歌山)のホームページなどによると、寛正二年(一四六一)に伏見の船戸庄(舟戸村)でうまれた饅頭屋「鶴屋」とされる。まさに、老舗に間違いのない。秀吉の城下町整備に先立つ天正一七年(一五八九)に伏見京町に移り、同年に聚楽第で開いた茶会に当店の羊羹が配られたといわれる。千利休と駿河屋の関係を想像させるものであり、興味深い伝承である。

鶴屋の主人はその後、徳川家康の子(十男)頼宣に付いて駿河(静岡県中部)に行く。駿河に、家康が大御所として君臨していた時期と重なる。家康没後の元和五年(一六一九)、頼宣転封先の若山(和歌山)にさらに随伴した。場所は、『紀伊統風土記』等によれば、和歌山城の北側、当初は御坊町といった所だが、慶安(一六四八〜五二年)のころに駿河町に改められたという。貞享二年(一六八五)に藩主の妻となった將軍の娘の名前が鶴姫であったことから、はばかって鶴屋を駿河屋に改称したという。

嫡男は駿河、和歌山に移ったが、伏見京町の店舗は残して惣本家(惣家)

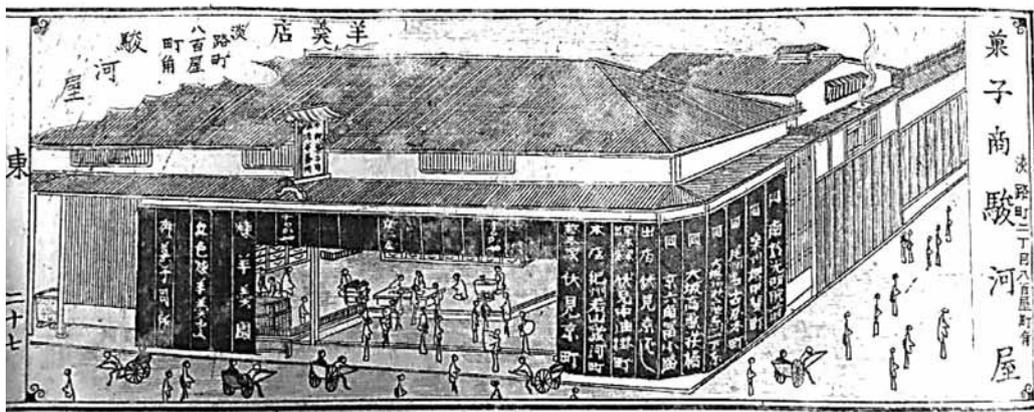


図8 大阪淡路町の駿河屋 明治15年

と呼び、和歌山駿河町の店舗は御用本店(本店)と称したという。発祥の地として、伏見京町店が惣本家だったようである。

与謝野晶子の父方の先祖については、大きく二説あるらしい(平子恭子『年表作家読本与謝野晶子』河出書房新社、一九九五年などを参照)。一つは、越前鯖江から伏見に杜氏として来ていた惣助(晶子の祖父、初代)が、酒造より菓子作りが好きで大坂淡路町の駿河屋に奉公すること

になったというもの。晶子の甥である鳳祥孝(堺駿河屋四代目)などの説である。

もう一つは、越前から堺近郊の鳳村に移住し、その何代目かが和歌山の駿河屋に奉公したというもの。与謝野晶子の長男光の説である。鳳の苗字の由来や晶子の祖父の奉公先が、前説と異なる。光氏は、「母のお祖父さんにあたる人が、和歌山の駿河屋さんという、当時紀州候のお抱えのお菓子屋さんがあったわけですが、そこへ奉公に上がりまして、」と記している(与謝野光『晶子と寛の思い出』思文閣出版、一九九一年)。駿河屋を代表するのが和歌山店という意であり、実際にどこの店で奉公したのかとは別のことなのかもしれない。

その後、のれん分けをしてもらい大阪淡路町店の分店として、祖父の鳳(ほう・おおとり)宗七が堺甲斐町店と大阪心齋橋店とを始めたという。初代宗七であり、惣

助、惣七、宗助なども称したらしい。その後、堺店を長男が継ぎ、心齋橋店を次男で晶子の父である二代宗七が継いだという。しかし、心齋橋店は閉じて、堺店を晶子の父が引き継ぐことになったようである（新聞進一「駿河屋考」『短歌研究』一九五一年一月号。同氏『与謝野晶子』短歌シリーズ人と作品4、桜楓社、一九八一年）。

大坂・淡路町店ができたのは、文化八年（二八一）であるという（宮本又次『風土記大阪第一集、船場』ミネルバ書房、一九六一年。ウィキペディア「駿河屋」による）。慶応三年（二八六七）の『増補浪花買物独案内』に「同（出店）堺甲斐町」が記されているので、堺店はそれ以前に営業している。晶子の妹の里（さと）によれば、淡路町店の主人に暖簾分けを許され、晶子の祖父が大坂・心齋橋の大丸の向いに開業したという。

堺店は、万延年間（一八六〇～六一）に開業したと、戦後の堺駿河屋のあいさつ文にある。惣助は元治元年（一八六四）に亡くなっているため、その直前の開業ということになる。あるいは、天保の頃の開業ともいい（新聞『与謝野晶子』一六頁）、江村峯代『晶子拾遺』（清水弘文堂、一九八〇年）二六頁でも「天保三年」としており、いずれか不詳である。

6、与謝野晶子と家族

晶子の家族や地域、風土、そして生家駿河屋は、晶子にどんな影響を与えたのか。かつて一般的だった晶子のイメージは、情熱の歌人、恋多き女として、古臭く封建的な家と堺のまちを捨て、夫となる寛（鉄幹）を追って上京した、というようなものが多かったであろう。

ここでは、堺時代の晶子と、西洋好きの父親とを中心に、見ていきたい。本稿は、与謝野晶子の人物論探求が主眼ではないので、これまでの堺駿河屋と関係しそうな部分を、簡単にまとめてみたい。

晶子は、家の手伝いで、帳場にも立たされたという。奉公人が二〇人ほどもいたらしい大店でなぜなのか。そこで父母に隠れて源氏物語などを読んだともいわれるが、その一方で家に小説雑誌を愛読していた従兄が居て、一〇歳のころから感化されたともいう。

町内の貸本屋から、本を借りてきては読んでいたともいう。「あの駿河屋

さんの娘さんはいつもお店で本を読んでも」と評判だったといい、父親が本を借りるお金くらいいくらでも出してくれたともいう。父親の蔵書を読むことを含め、晶子がのちに歌壇に出る非常に大きなベースになったとされる（与謝野光『晶子と寛の思い出』一一～一二頁）。親に隠れて読書していた時期とは、異なるのだろうか。

晶子は、若いころの詩歌の作に対する極端な自己嫌悪の気持が強かったという（新聞『与謝野晶子』九頁）。堺時代についても、後述するとおり否定的な記述が多い。しかし、長男の光氏によれば、「苦しい辛い生涯を送った母に取りまして堺時代は一番楽しい時代であつたらうと、私は母に堺時代があつた事がせめてもの慰めであります。」と、大きく異なっている（与謝野光「後記」、与謝野晶子『私の生ひ立ち』昭和六十年、刊行社）。

次に父親（鳳宗七）についてであるが、後に寛を追いかけてパリに行き、ヨーロッパを旅行した晶子は、色ガラス（ステンドグラス）で飾られた教会の窓の明かりを見て、父のこと、幼い日のことを思い出したと回想している（「屏風と障子」『新少女』大正四年六月号）。西洋好きな父親は、和菓子屋なのに洋酒なども売ったという（与謝野光『晶子と寛の思い出』六頁）。

これからは学問が必要だろうと、長男を第三高等学校から東京帝国大学に行かせている。長男もだが、晶子にも当時の女子としては珍しく、十七歳まで学校に行かせている。妹の里は、明治三十一年春から三十五年春まで、京都府立第一高女の本科・補習科・国漢専攻科に行かせている。当時、関西の女性では最高学府であった（与謝野光『晶子と寛の思い出』一一頁）。

父宗七は、市会議員を長くつとめた。読書を好み、蔵書家であった。俳句をし、絵も描いたらしい。酒を好み、美食家であった（新聞『与謝野晶子』一四頁）。晶子の家は、子供が生まれると一人づつ乳母をつけるゆとりがあった。毎月、大阪の中座まで、芝居、歌舞伎を見に行っていた。時々、晶子も連れて行ってもらったという（与謝野光『晶子と寛の思い出』一〇頁）。

そういう父親だったから、この時代であれば通常は長男（秀太郎）が家業を継ぐのだろうが、東京帝国大学に行き、その後、欧米に留学もして東京帝大教授になり、日本の電気学の大家となった。この兄は、寛と絶交したため、晶子も交流できなくなったのは残念であった。

弟の壽三郎も勉強好きであったが、兄に替わり家業を継ぐことになった。

姪の子供（登志子）に、「おっちゃんみたいに勉強しようても商売せんならん者はでけへんよってな」と、繰返し勉強をした方がいいと言ったという。また籌三郎は、「晶子が出奔して義絶同様になつてからも何時も心にかけていた」という（渡辺登志子「古い町の事ども」『新文学読本・与謝野晶子』河出書房新社、一九九一年、六五頁。初出一九七七年）。

次に、明治十六年豪商案内記の左側（南側）に描かれている「唐糸総糸商駿河屋出店」についてみておきたい。

晶子は小説『明るみへ』（大正二年、東京朝日新聞連載）のなかで、大阪・堺間の路面電車開設による道路拡幅で取り壊される生家について、「旧の儘なのは奥蔵だけで、実家は皆新しい別な物になつて居るのである。」と記しているのは、前述のとおりである。続けて、「南店に住んでまんね」とお雪（籌三郎の妻せい）が云った。「別宅は切残つた地所に離座敷二間と蔵とがまだ旧の儘になつて居て、本宅から運んで来てある道具類が縁にまで積重なつて置かれて居る」などとしている。

前述の「をさなき日」（『婦人くらぶ』明治四二年）のなかでも、「丁度妹が生まれる少し前に横町の大町の角にもと旅館であつた家がありましたのを父が買ひました」と記す。続けて、晶子が一〇歳くらいになつたころか、「その時分父が兄の大阪で失敗して息子をつれて南店へ来て住んで居ました。南店はその前から機屋相手の糸店をして居ました。」とする。文意が取れないが、父の兄（善六）が大坂の心齋橋駿河屋で失敗して、ということなのであろうか。

「私の家にはまた浜庫と云うて、川に近い所に大きい庫と、区役所に貸した家と、小さい借家と、その裏一面が畑になつた大きい地所とがありました。畑：そう云ふものを持つて居るよりも株券を、買った方がいい」と父に勧める人があつたとかで、その隣の酒造家に売つてしまひました。高く売れたと云つて父と母がよろこんで居たのを私は見ました。：私の十一の秋に：その頃から糸店の方は機屋に沢山貸金が出来たのですが、どうすることも出来ず、とうとう店を閉めてしまひました。株券も大層廉くなつたとかで、：私の家は私の九歳の夏：姉の縁付く時、人目を驚かすやうな仕度をしたのを全盛期にして、だんだんと衰へて来ました。」という。

晶子は、「父が株券などに手を出して一時は危く成つた家産を旧通りに挽回

することの出来たのも、大抵自分が十代から二十歳の初へかけての気苦勞の結果であつた。」と記す（『雑記帳』『私の貞操感』、大正四年五月）。また、「十一二歳より家計に關係して、使用人の多い家業の勞働に服しながら、二十三歳までの間に、あらゆる辛苦と焦慮とを経験して、幾度か破綻に瀕した一家を、老年の父母に代わり、外に学んでいる兄や妹にも知らせず、ともかくにも私一人の微力で、一家を維持し、整理してきたのです」ともいつている（『平塚・山川・山田三女史に答ふ』、『太陽』大正七年一月、のち『心頭雜草』収録）。これが事実とすれば、突然晶子に家出された父母の驚きはどれほど大きかつたかと思う。

逸見久美『回想与謝野寛晶子研究』によれば、昭和四二年秋、堺の高島屋で開催された「NHKみだれ髪展」を見学した後に、晶子の実妹で八〇歳を過ぎて頭脳明晰な里さんから次のような話を聞いている。家出同然の形で上京した晶子であるが、「駿河屋での晶子の存在は商売上かなり重要だつたので、晶子の出奔は痛手であり、父宗七の死以上に大変だつたようである。母つねが、鉄幹を思慕して放心状態になつていた晶子を父には無断で見送つたらしい。」（同書、勉誠出版、二〇〇六年一一八頁）。

晶子九歳のころ、明治二〇年ころが実家の全盛期でその後衰退と晶子は言っている。しかし、それ以後も晶子の兄は東京帝国大学に行き、妹の里も当時の女子教育としては最高学府である京都府立第一高等女学校に行き寮生活を送つたのであるから、晶子の思いとは別に、その後も随分と裕福な家庭だつたということができるとはならないだろうか。

7、与謝野晶子と堺のまち

本稿は、筆者が与謝野晶子に関して書いた最初の論考である。文学論や与謝野晶子論などは、過去・現在ともに筆者の研究対象ではない。ではなぜ、今回書いたのかといえ、前述のとおりさかい利晶の杜の展示室等開設を四年間ほど準備するなかで、千利休茶の湯館とともに与謝野晶子記念館開設を担当したことによる。その過程で、与謝野晶子と堺の關係について、自分のなかで疑問が広がり收拾がつかなくなつた時期があつた。それは、利晶の杜・与謝野晶子記念館展示室で重点にしたい堺時代の主要展示物として予

定している実物大復元の堺駿河屋をどう位置付けるかにも関わることであった。

特に、開設準備も大詰めに近づいたところに、入江春行「与謝野晶子と堺の文化的風土」、太田登「国際人としての与謝野晶子」の二論考が、『国際堺学を学ぶ人のために』（二〇一三年十二月、世界思想社）に並立して掲載され、それを読んだ時である。お二人は、ともに与謝野晶子倶楽部（難波利三会長）の副会長を務めておられる晶子研究の専門家である。

入江論考では、「晶子の末娘藤子さんはしばしば、…晶子は『堺が生んだ』のではなく『堺に生まれた』だけなのだ、という…たしかに、堺の風土が晶子を生んだのではない。これは本節の結論でもある。」とされている。一方、太田論考では、「晶子における国際感覚の形成は、『堺』という風土、『日本』という存在なくしてはありえないということである。」とされている。

晶子の堺批判は、時に激しい。「私（晶子）自身なども小さな商家に生れ、父は飲酒家、母は無知、雇人は風儀の悪い物が多く、親戚は吝嗇でなければ強欲、土地は邪智、無趣味、淫蕩の人人に満ちて居たに關らず、兄も私も妹も全くそれに染む所が無く、反対にその不快な境遇から脱し（す）ることのみを念として成長してきた」と記す（大正十一年十月九日「横浜貿易新報」掲載の「我子の教育」、のち『愛の創作』に収録）。『定本与謝野晶子全集』講談社第一八巻、『与謝野晶子評論著作集』龍溪書舎第一一巻に再録）。

堺出身の先輩文学者（詩人）である河井醉茗（晶子より四つ年上）も、「堺という土地はその頃まるで眠つてゐるやうな街で、保守的で旧習を重んじ、…商家などでは寧ろ文芸は忌避されてゐた。」と記す（「晶子さんの堺時代」『書物展望』一三三三号、昭和一七年）。醉茗は明治三三年四月、家業を継がされるのを嫌つてか突然上京して、そこで文学活動をするようになる。晶子上京の一年余り前である。

河井醉茗は、浪華青年文学会のなかでも顕著な活動をしていた堺支会を中心として、新しい詩歌を作つていき、晶子もそこに新しい詩歌を多く発表した。それが、寛の目にもとまったのである。同会は醉茗上京で衰え、しばらくして廃止された。

晶子の家族批判、堺批判の文章の強さにはいささか驚かされるが、少し

違った角度から見ると理解できないこともない。娘時代から『みだれ髪』を叙述するまでの晶子自身の内面的な成長過程を、あえて晶子自身が批判的に語っているということである。文学者としての表現の一つでもある。

新間進一「駿河屋考」では、「駿河屋のような商家から、その垂れ下つた紺のれんが象徴する封建的な家のわくから、彼女（晶子）が脱出した過程は周知のことであろう。ただ、ここに於いても、新生を生み出すものとして、伝統とその脱皮とがなければならなかったことをも付け加えておきたい」とする。

最近の論考としては、平子恭子「与謝野晶子の生育・堺時代の家庭環境および社会（地域）環境から」で、次のように説明する。十二、三歳ころは一般に第二反抗期とされるが、晶子にとつて「周囲の家族、親戚、土地（地域社会堺市）も自我を伴つて抬頭してきた批判精神の対象となる。彼女はそれらを踏まえて、そして越えて成長しようとする。」（堺市立中央図書館編『堺研究』三七号、二〇一五年三月）。

晶子の生家堺駿河屋について、新間進一氏によれば、「河井醉茗先生からはこの写真（豪商家内記の駿河屋図）について、次のような御手紙を頂いた」といい、「あの写真を見ると当時堺の風俗、また駿河屋が封建的であると同時に進歩的（例へば二階の窓の如き、あんな窓は当時洋風のものとして郵便局とか特殊な建築の外にはなかつたのです或は屋上の時計後ろの屋根の具合など）であつたことが分り、面白いと感じます。全く珍しいものです。」という（同氏「駿河屋考」『短歌研究』昭和二十六年一月号）。醉茗は、前述の「晶子さんの堺時代」のなかでも、堺の駿河屋は「堺ではまず一流のお菓子屋さんであつた。」と記している。

駿河屋は、羊羹で有名な和菓子商で、和歌山と伏見が本店である。堺店は洋風な建物であり、明治一〇年（一八七七）ころまでには建築、または改築されたようであり、類似建築のなかでは早期で貴重であつた。晶子の実兄の鳳（ほう）秀太郎は、欧米に留学させてもらった後に東京帝国大学工学部教授、電気学会会長などを務める進歩人となつていく。晶子の生家駿河屋について、老舗の和菓子屋という表現がよく使われてきた。確かに、伏見の総本家、和歌山の御用本店などは、まさに老舗中の老舗である。その支店であるのだから、堺の駿河屋も老舗といつていいのかもしれない。しかしそれが、

晶子の父親や家族、晶子自身の娘時代を考える時に、やや間違ったイメージを与えかねない部分があるように思った。

晶子自身の思いとは別に、晶子の少女時代・娘時代の堺駿河屋は、けつして「小さな商家」ではなかった。晶子は、新しい西洋の香りのする堺の生家で少女時代・娘時代を過ごし、教育に理解のある両親のもとで、その感性を磨いたのである。

しかし一方で、これは万人に共通することであるが、青少年時代の反抗期を経て、人は成長していく。自分自身の気持ちを素直に表現することの多い分野では、その気持ち、表現は大事であろう。それが優れた歌集である「みだれ髪」などの創造に繋がってもいい。「みだれ髪」の上京後二カ月弱ほど短期間ではないが、河井醉茗の第一詩集「無弦弓」が出版されたのも醉茗上京後一年以内のことであり、晶子上京の半年ほど前のことである。

晶子の内面的な思いに寄り添うような末娘の森藤子（一九一九〜二〇一二年）の思い、長男として医学博士として晶子の堺へ思いを記す与謝野光（一九〇二〜九二年）の記述、お二人の見方には異なる部分が多いようにみえるが、それらのどちらも真実なのであろう。

与謝野晶子を顕彰する歌碑や文学碑は、「戦前はいうに及ばず、戦後も、昭和二三年（一九四八）頃、当時堺市役所に勤めていた詩人・安西冬衛が、晶子の歌碑を堺市内に建てることを市当局に働きかけたが賛同を得られなかった、というような雰囲気であった。冬衛は南海電鉄にかけあつて、高野山に建てさせた。」という（入江前掲「与謝野晶子と堺の文化的風土」一五八頁）。晶子歌碑が堺市内に初めて建ったのは、晶子二〇回忌にあたる昭和三十六年の生家跡碑である（図9）。この前後の堺市の状況については、江村峯代『晶子拾遺』に詳しい。

平成二十四年から二十六年ころ、筆者はたまたまさかい利晶の杜・与謝野晶子記念館の開設に関わることになり、そのなかで解決したいと思つた疑問として、堺駿河屋と父親のことや堺時代の晶子の内省的な思いと客観的な事実について、いくらかのギャップを感じたことについて、遅ればせながら今回少しだけまとめさせていた。晶子に関する文献資料について不案内だった筆者に対して、利晶の杜の森下明穂学芸員を初めとする大勢の専門家の皆さまにお世話になったことを、末筆ながら記して感謝したい。とは

いえ、筆者自身の責任として文学方面、建築方面、いづれについても理解の行き届かないところが、拙稿には多々あるはずである。ご叱正賜ればと思ふ。

与謝野晶子の生家である駿河屋は、老舗の和菓子屋とされてきた。しかし、この駿河屋を具体的に描いた唯一といつてもいい明治十六年『住吉堺名所并二豪商家内記』所収の図を見る限り、明治の初めの流行の最先端を行く洋風（和洋折衷）家屋であるということが、本稿によつてほぼ理解できたとする。全国各地の豪商家内・商工便覧を見ても、堺駿河屋のように洋風な部分が五か所ほどもある和洋折衷家屋は珍しいことが分かる。

明治初期、横浜や神戸には官立の洋館が数多く造られた。幕末に開港したとはいえその後、横浜や神戸には官立の洋館が数多く造られた。幕末に開港したとの開港地競争にせり負けた堺などの都市では、官立の洋館は少なかったが、それに代わるものとして住民の熱意による洋風建築が造られたのである。その代表例ともいえる堺駿河屋で、与謝野晶子は生まれ育つた。

（よしだゆたか／当館学芸員）



図9 与謝野晶子生家跡の歌碑 平成28年秋撮影